全国介護保険 - 高齡者保健福祉担当課長会議資料

令和3年3月9日(火)

高齡者支援課

目次

【高齢者支援課】

1.	介護施設等の整備及び運営について ・	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	• 1
2.	介護施設等における防災・減災対策の推進について	•	•		•	•	•		•	•	•		 •	•	•	•	•	• 18
3.	有料老人ホーム等の適切な整備及び運営の推進につ	۱ ر ا	て		•	•	•		•	•	•		 •	•	•	•	•	• 29
4.	高齢者の居住と生活の一体的な支援について・・・	•	•		•	•	•		•	•	•		 •	•	•	•	•	• 43
5.	介護現場革新の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		•	•	•		•	•	•		 •	•	•	•	•	• 45
6.	高齢者虐待の防止等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		•	•	•		•	•	•		 •	•	•	•	•	• 57
7.	介護サービス相談員制度の推進について・・・・・	•	•		•	•	•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	• 61
8.	福祉用具・住宅改修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		•	•	•		•	•	•		 •	•	•	•	•	• 65
9.	養護老人ホーム・軽費老人ホームについて・・・・	•	•		•	•	•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	• 72
10.	介護施設等における防護具等の供給・備蓄について	•	•		•										•			• 80

1. 介護施設等の整備及び運営について

(1)地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備に関する事業分)

① 予算案及び対象事業の拡充

○ 地域医療介護総合確保基金(介護分)令和3年度予算案については、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、2015(平成27年度)から2020年代初頭までに介護の受け皿50万人分の整備に向けた施設整備や、多様な人材の参入促進や介護ロボット、ICT等の導入を通じた労働環境の改善等による介護人材の確保を推進するため、824億円(うち国費549億円)(前年度同額)を計上している。 なお、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分の配分額については、介護従事者の確保分の事業に「介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」を追加することや、令和2年度の執行状況を踏まえて、変更をしており、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分それぞれ必要な額を計上している。

「内訳]

介護施設等の整備分 618 億円 (うち国費 412 億円) 介護従事者の確保分 206 億円 (うち国費 137 億円)

- また、介護施設等の整備分については、令和2年度に「介護離職ゼロ」の実現に向けて創設・拡充した事業を含めて、地域密着型サービスの施設等の整備費や施設開設準備経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修等に対する支援を行うほか、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する予定である。
- 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、令和2年度に創設・拡充した、「介護付きホームの整備促進」や「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」等については積極的に事業を実施していただくようお願いする。

「介護付きホームの整備促進」

・ 高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を 踏まえ、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介 護の指定を受けるもの)も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、 介護付きホームを施設整備費等の補助対象に追加する。

「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」

・ 「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、介護施設等の新規整備を条件に行う、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕(おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造等)・耐震化について補助する。

- これを踏まえて、各都道府県におかれましては、政令市、中核市を含めた管内自治体の事業展開の意向や地域のニーズを十分に勘案し、当該予算の積極的な活用をお願いしたい。
- なお、地域医療介護総合確保基金(介護分)令和3年度予算案の各都道府県への交付に当たっては、上記の内訳に関わらず、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分を一体的に交付するなど、引き続き柔軟に対応することを予定している(例えば、各都道府県の介護従事者の確保分の協議額が、予算額を超えた場合に、介護施設等の整備分の予算額を充てる)(※)。
 - (※) これは、過年度に交付されたものや、令和3年度予算案を国から都道府県へ交付した後に、基金造成事業に要する各区分(介護施設等の整備分、介護従事者の確保分)の経費の配分変更を認める趣旨ではなく、国における都道府県への予算の配分について、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分それぞれの国の予算枠にとらわれず一体的な交付を行う趣旨であるので留意すること。

② スケジュール(予定)

3月中 第1次協議及び事業量調査の依頼

4月中 厚生労働省本省による管理運営要領、留意事項通知等の関連通知の発出

<地方厚生(支)局による都道府県ヒアリング>

速やかに(5月頃) 厚生労働省本省による都道府県への内示

2月頃 地方厚生(支)局による都道府県への交付決定 翌年度 地方厚生(支)局による都道府県への交付確定

③ その他留意事項

- 介護施設等における木材の利用の促進及びCLT (Cross Laminated Timber: 直交集成板) の活用
 - ・ 社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用にあたっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」(平成28年7月21日付け雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知)において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続き、ご協力をお願いしたい。
 - ・ なお、「CLTの普及に向けた新たなロードマップ」(平成29年1月CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議決定)の期間が令和2年度までとなっていることを踏まえ、令和3~7年度における更なる普及に向けた関連施策等のあるべき姿をとりまとめた新ロードマップが今年度中に決定される予定である。

- ・ また、地域医療介護総合確保基金については、管理運営要領上、都道府県 及び市町村が作成する整備計画の事業の選定に当たっては、入所者等の精神 的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与 していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行 うものが優先的に盛り込まれるよう配慮することとしているので、念のため 申し添える。
- 介護施設等における災害レッドゾーンの整備に関する取扱い

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制を目的として都市計画法等の改正が令和4年4月から施行予定であり、これにより、特別養護老人ホーム等を含む自己業務用施設についても、災害危険区域等での開発が原則禁止となることから、地域医療介護総合確保基金における災害レッドゾーンの整備に関する取扱いについては、下記のとおり、令和3年度以降、変更する予定である。

なお、平成 18 年度に一般財源化されている広域型の介護施設等(定員 30 人以上)の整備についても、下記の取扱いを参考に対応いただきたい。

- ・ 既存施設の移転建替について、「地すべり防止危険か所等危険区域に所 在する施設の移転改築整備を行うもの」は従前より優先的な事業選定を 求めているが、令和3年度以降、災害レッドゾーンからの移転改築整備に ついては、最も重点的に取り組んでもらうよう取扱いを見直す予定であ る。
- ・ 施設の新規整備について、令和3年度以降、災害レッドゾーンにおいて 新規整備を行う場合には、原則補助の対象としないこと、また、浸水想定 区域や土砂災害警戒区域等については、必要に応じて、安全上及び避難上 の対策を補助の条件とすることとする予定である。
- 介護付きホームの補助におけるサービス付き高齢者向け住宅の取扱い令和2年度から、特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(以下「介護付きホーム」という。)に対する補助を創設したところであるが、令和3年度以降、介護付きホームのうちサービス付き高齢者向け住宅については、国土交通省のサービス付き高齢者向け住宅の補助金の要件(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(令和2年3月30日国住心第333号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助要件)を満たすものに限り、介護付きホームの補助対象とする予定である。

(2)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)

① 予算案及び対象事業

○ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の令和3年度予算案については、 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水 害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じ るものとして、12 億円を計上している。

(参考) 令和2年度第3次補正予算:42億円

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において、社会福祉施設等については、耐災害性強化対策として、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策が盛り込まれており、引き続き、本交付金によりこれらの対策の支援を行っていく予定である。
- 令和2年度からの変更点は、地域医療介護総合確保基金で実施していた換 気設備設置事業(風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地 等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できる よう、換気設備の設置)を追加している。
- 都道府県・市区町村におかれては、必要な予算を確保しつつ、本交付金を有効に活用し、高齢者施設等の防災・減災の強化を着実に進めていただきたい。

(参考) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 (令和2年12月11日閣議決定) (抜粋)

第2章 重点的に取り組むべき対策

- 1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
- (1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策
 - ・社会福祉施設等の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策 強化対策及び非常用自家発電設備対策)(厚生労働省)

第4章 対策の事業規模

第2章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね15 兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、 今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・ 弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融資のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

② スケジュール (予定) 及びその他留意事項

- 令和3年度においては、4月中に、地方厚生(支)局を通じて各都道府 県・指定都市・中核市宛てに、また都道府県を経由して各市町村宛てに、協 議の事務連絡を発出する予定なので、遺漏のないようお願いしたい。
- 令和3年度協議については、予算を上回る協議額となる可能性があることから、補助協議申請にあたっては、実施主体の地方自治体ごとに、優先順位を付して協議していただくこととしている。

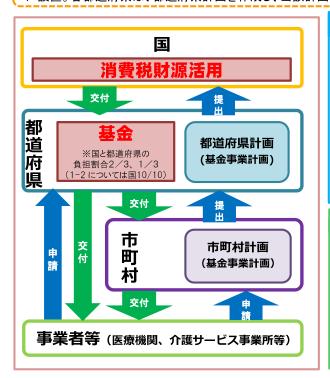
このため、例えば、非常用自家発電設備の協議に当たっては、地方自治体は、管内の高齢者施設等における当該設備の保有状況を把握するなど、必要な対応を進めていただくようお願いする。

また、厚生労働省では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」推進の観点から、スプリンクラー設備等の整備、大規模修繕等よりも、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を優先採択することを考えているので、予めご承知おき願いたい。

地域医療介護総合確保基金

令和3年度予算案:公費で2,003億円 (医療分 1.179億円、介護分 824億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の 確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県 に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

〇 基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
- 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- -診療報酬-介護報酬等との役割分担

〇 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

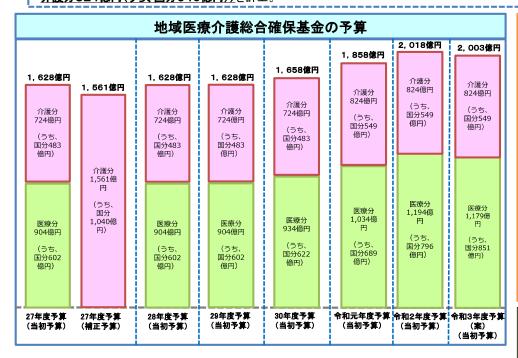
- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を 踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 1-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業 (次期通常国会に法案提出)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療介護総合確保基金の令和3年度予算(案)について

- 〇 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 〇 地域医療介護総合確保基金の令和3年度予算(案)は、公費ベースで2,003億円(医療分1,179億円(うち、国分851億円)、介護分824億円(うち、国分549億円))を計上。



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1-1 地域医療構想の達成に向けた 医療機関の施設又は設備の整備に関 する事業
- 1-2 地域医療構想の達成に向けた 病床数又は病床の機能の変更に関 する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業 (地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体 制の整備に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1-1、2、4を、平成27年度は介護を対象として3、5が追加を、令和2年度より医療を対象として6が追加された。

さらに、令和3年度より医療を対象として1-2 が追加される(予定)。

地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

令和3年度予算案:公費618億円(国費412億円)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の 整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

○ 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備(土地所有者(オーナー)が施設運営法人に有償で 貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む)に対して支援を行う。

地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な特定施設(介護付き有料老人ホーム)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス(離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る)、緊急ショートステイ、施設内 保育施設

※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている(介護医療院を含む)。

- 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特別養護老人ホーム等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス(※) を整備する際に、あわせて行う広域型特養等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。〈令和5年度までの実施〉 ※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設(介護付き有料老人ホーム)(いずれも定員30人以上の広域型施設を含む)

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ○特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備(既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む)に要する経費の支援を行う。

 - ※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。 ※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行うロボット・センサー、ICTの導入に限る。<令和5年度までの実施> ※通いの場の健康づくりや防災に関する意識啓発のための設備等についても支援を行う。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等につ いて支援を行う。
- 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権(一定の条件の下、普通借地権)の設定のための一時金の支援を行う。
- 施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備<令和5年度までの実施>に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等(介護医療院を含む)への転換整備について支援を行う。
- 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
- 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。
- ※1~3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

介護付きホームの整備促進(R2年度~)

高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」の実現 に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特 定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、介護付き ホームを施設整備費等の補助対象に追加する。

(拡充後の補助対象施設等)

●現行の補助対象施設等



- ●介護付きホーム(有料老人ホーム 又はサービス付き高齢者向け住宅 であって、特定施設入居者生活介 護の指定を受けるもの)
 - ※ 施設整備費については、小規模 (定員29人以下)の施設に限る。
 - ※ 養護老人ホーム、ケアハウス (特定 施設入居者生活介護の指定を受け るもの)は現行も補助対象。

(最大補助単価)

- 施設整備費(下記12都道府県で実施可) 1 定員あたり 4 4 8 万円
- 開設準備経費(全国で実施可) (施設開設時の設備整備、人材募集・研修に係る経費等) 1 定員あたり 83.9 万円
- 定期借地権設定のための一時金支援(下記12都道府県で実施可) (施設用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた前払い賃料の補助) 路線価額の1/4

(補助要件等)

- の 開設準備経費については、全国的に施設整備のネックとなっている人材確保の観点から、全国で実施。
- O 施設整備費及び定期借地権設定のための一時金支援は、介護需要の増加が顕著である北海道、茨城県、埼玉 県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に限定して実施。

介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(R2年度~)

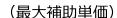
「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、 介護施設等の新規整備を条件に行う、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕(おおむね10年以上経 過した施設の一部改修や付帯設備の改造等)・耐震化について補助する。

(新規整備する介護施設等)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
 - ※ いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。

(大規模修繕・耐震化する広域型施設)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム



1定員あたり

112.8万円



(補助要件等)

- O 1の介護施設等の新規整備につき、1の広域型施設の大規模修繕・耐震化が対象。
- 新規整備する介護施設等と大規模修繕・耐震化する施設の場所は、同一敷地内や近隣に限定されない。
- 介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の整備主体は同一法人であること。
- O 都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めること。実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工すること。
- 〇 令和5年度までの実施。

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援 (地域医療介護総合確保基金)

令和3年度予算案:公費618億円の内数(国費412億円の内数)

○ 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、 感染が疑われる者が複数発生して多床 室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離 するための個室化(*)に要する改修費に ついて補助

※可動の壁は可

※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

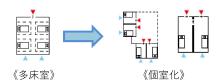
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 定員あたり97.8万円

※ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で 実施していた事業を移管



② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる 者が発生した場合に、感染拡大のリス クを低減するためには、ウイルスが外 に漏れないよう、気圧を低くした居室 である陰圧室の設置が有効であること から、居室に陰圧装置を据えるととも に簡易的なダクト工事等に必要な費用 について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1施設あたり:432万円×都道府県が認めた台数(定員が上限)

※ 令和2年度第1次補正予算から実施



③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、 感染発生時対応及び感染拡大防止の観 点からゾーニング環境等の整備に要す る費用について補助

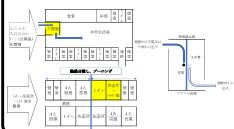
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

- ① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング:100万円/箇所 ② 従来型個室・多床室のゾーニング:600万円/箇所
- ③ 2方向から出入りできる家族面会室の整備:350万円/施設

※ 令和2年度第3次補正予算から実施



地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和3年度予算案:12億円

(令和2年度予算額:12億円(令和2年度第3次補正予算:42億円))

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、**耐震化**改修・**大規模修繕等**のほか、 非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模 多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 ※定員のうち要介護3~5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難 が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設	定額補助	○スプリンクラー設備 (1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災軽知設備 1,080千円/施設 (300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設 (500㎡未満)	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進

施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	中海油品	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	定額補助	773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、 非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、水害対策に伴う改修等を促進

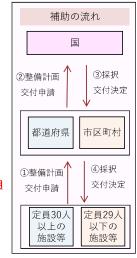
	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備(i) 水害対策に伴う改修等(ii)	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人	国 1/2 自治体 1/4	ī	なし	総事業費500万円/施設
小吉州東に任 7以修寺(Ⅱ)	ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	事業者 1/4	ii	なし	総事業費80万円/施設
			1.01	. Lameter	are ton

施設種別 補助率 上限額	下限額	
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	業費500万円/施設	
給水設備 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養 護老人ホーム、小規模介護医療院 なし 1/4 なし	なし	
設知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	40	

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。 また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期 的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。 ※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

	施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	<u>入所系の介護施設・事業所</u>	<u>定額補助</u>	<u>4,000円/㎡</u>	<u>なし</u>



(3) 令和3年度介護報酬改定(特別養護老人ホーム)

① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

○ 改定の概要

- ・個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則として10人以下とし、15人を超えないもの」とする。【省令改正】
- ・ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を 進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】

〇 留意事項等

- ・個室ユニット型施設の入居定員についての基準省令の改正規定を参酌し、各 自治体において条例が改正され、従来の条例の規定又は運用を通して認めて こなかった入居定員の基準を超えるユニット(以下「改正前定員超過ユニット」という。)が新たに整備される施設において適切な運営がなされるよう、 以下の取扱いについてお願いしたい。
 - ア 改正前定員超過ユニットに勤務する介護職員及び看護職員の数の届出 改正前定員超過ユニットを整備する施設は、指定又は変更の申請の際に、 当該ユニットの入居定員に加え、当該ユニットに勤務する介護職員及び看 護職員の総数並びに夜間及び深夜の勤務に従事する介護職員及び看護職 員の数がわかる勤務表等の資料を都道府県等に届け出るものとすること。
 - イ 改正前定員超過ユニットを整備する施設に対する指導

改正後の「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企発第43号)等の関係通知において、改正前定員超過ユニットを整備する施設は、夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとされている。

- イ 昼間については、ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯(夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。)に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10を超えて1を増すごとに0.1以上(15人ユニットの場合は、ユニットごとに1.5人以上)
- ロ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設

定するものとする。)に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上(15人ユニットが2つ(計30人)の場合は、2ユニットごとに1.5人以上)

都道府県等は、施設が届け出たアの資料を確認し、上記イ及びロが満たされていない場合は、少なくとも以下の事項について当該施設に聴取すること。

- ・上記イ及びロに示した数の職員が確保できない理由
- ・上記イ及びロに示した数の職員が確保できる時期の見込み
- ・ケアの質を担保するために当該施設が行っている取組

都道府県等は、施設に対する聴取を踏まえ、当該施設が上記イ及び口に示した数の職員を確保するために十分な努力を行っておらず、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障が生じると見込まれる場合は、改正前定員超過ユニットの運営を認めないことも選択肢として指導を継続すること。

ウ 改正前定員超過ユニットの運営状況の定期的な確認

都道府県等は、改正前定員超過ユニットの運営状況を定期的に確認すること。特に、上記イ及び口に示した数の職員が確保できていない施設に関しては、重点的に運営状況を確認し、適切な指導を行うこと。

また、国においても、改正前定員超過ユニットの整備・運営状況を定期 的に把握しつつ、適切な運営や指導が行われているか検証することとして いるので、都道府県等においては、国の調査に協力すること。

② 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し

○ 改定の概要

介護老人福祉施設等の人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に配慮する観点から、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を配慮して適切に行われること、労働関係法令に基づき、職員の休憩時間や有給休暇等が適切に確保されていることなどの留意点を明示しつつ、以下の見直しを行う。

ア 従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。

- イ 広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅 介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障が ない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。
- ウ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密 着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サ

テライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、 生活相談員を置かないことを可能とする。

エ 地域密着型特別養護老人ホーム (サテライト型を除く) において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。

③ ①②共通の留意事項等

今回の省令改正に伴い、管内個室ユニット型施設を1ユニットの入居定員 15 人を超えない範囲で整備する場合や、管内施設において人員配置基準等を 見直す場合においては、

- ・食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が 入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われること
- ・ 労働関係法令に基づき、職員の休憩時間や有休休暇等が適切に確保されていること

に十分留意いただくよう、指導等を行っていただきたい。

(4) ユニットケアに関する研修について

ア ユニットケア施設管理者研修及びユニットリーダー研修については、平成29年6月1日付け「「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について」(厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)により実施いただいているところである。

都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)等はこれらの研修の実施 主体であるが、その実施に当たっては、自ら行うほか、都道府県等が適切と認めた 団体に委託することができる。

ただし、委託を行った場合であっても、都道府県等は、研修受託団体の研修に対する理念や研修実施体制、研修内容等を十分に把握し、必要に応じて適切な指導を行うとともに、研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設の選定を行う際には、担当職員が現地調査に立ち会う等、積極的に関与していただき、研修の質の確保に努めていただきたい。

なお、研修を複数の団体に委託する場合には、都道府県等は、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を一元的に作成、管理するとともに、研修受講希望者が混乱しないよう、研修を実施する団体や日程等について事前に情報提供を十分に行っていただきたい。

また、一つの施設を複数の都道府県等又は研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設として指定することは差し支えないが、適切な研修を実施するため、研修日程の調整や当該研修実施施設における入所者及び職員への負担などに関して、関係者において適切に調整願いたい。

研修の実施に当たっては、研修受講者の利便性を鑑み可能な限り職場から近い場所で研修を受講できるよう、ユニットリーダー研修実地研修施設の確保についてご配慮いただきたい。

イ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえたユニットケアに関する研修については、令和2年10月21日付け「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第16報)」(厚生労働省老健局高齢者支援課老人保健課事務連絡)においてお示ししたところである。感染症流行下の研修実施にあたっては、講義演習部分については可能な限りオンライン化することが望ましく、また都道府県等においては、地域の感染状況等を踏まえ、実地研修の実施の可否を検討されたい。

また、研修資料を通信教材として電子化することを通じて、ユニットケア施設職員への研修の機会を確保することを目的とした「ユニットリーダー研修等オンライン化に係る調査事業(令和2年度第一次補正予算事業「介護支援専門員研修等オンライン化等事業内」)」を実施し、令和2年10月に都道府県等に配布したところである。都道府県等におかれては、研修のオンライン化に本教材をご活用いただくとともに、引き続き研修の運営及びユニットケアの推進に御協力をお願いしたい。

介護支援専門員研修等オンライン化等事業

令和2年度1次補正予算:4.6億円

1. 事業内容

○ 介護支援専門員及び特別養護老人ホーム等のユニットケア施設の職員(ユニットリーダー、施設管理者)の在宅等での研修の受講を促進するため、通信教材(電子媒体を想定)を喫緊に作成する。

2. 事業要件

【実施主体】 国(民間業者へ委託) 【対象研修】下記参照 【助成内容】 国 (10/10)

【介護支援専門員研修】 更新研修 主任更新研修 要務研修 更新研修 主任更新研修 研修対象者 実務研修受講試験の合格者 介護支援専門員の有効期間が概ね2年以内の者 概 88時間以上 88時間以上 研修時間 87時間以上 ※2回目以降の更新の 46時間以上

場合:32時間以上





(5) 介護施設等における感染対策等について

介護施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止並びに事故発生の防止及び発生時の対応については、各施設等の運営基準等において、施設等の講ずるべき措置及び感染症や事故等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設等に対し周知徹底及び適切な指導をお願いしたい。

また、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延により、介護施設等でのクラスターの発生や介護サービスの休止等が発生し、介護職員のさらなる感染症への対応力の向上が求められるとともに、日頃からの感染対策支援の重要性が再認識された。このため、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法等、介護現場における感染症への対応力の向上を目的として、「介護現場における感染対策の手引き」等をとりまとめたところであり、広く周知されたい。

・介護現場における感染対策の手引き:第Ⅰ章総論、第Ⅱ章新型コロナウイルス感染症、第Ⅲ 章感染症各論、第Ⅳ章参考の4部構成

<掲載>厚生労働省ホームページ「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等ま とめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

ア インフルエンザについては毎年冬期に流行を繰り返し、一般的に若年層と比較し感染症に対する抵抗力が低いといわれる高齢者が集団で生活する場である介護施設等では、集団感染の発生のおそれがあり、十分な注意が必要である。

都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、令和2年12月3日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名通知)等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。(参考)

- ・厚生労働省ホームページ「令和2年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html
- ・インフルエンザQ&A (令和2年度) https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html
- ・インフルエンザ施設内感染予防の手引き http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf
- イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策については、介護保険施設等における 集団感染が発生しており、適切な予防対策を講じることが極めて重要であるこ とから、以下の通知を参考に衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、 介護保険施設等に対し適切な予防対策を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。 (参考)
 - ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」(令和2年12月10日付厚生労働省健康 局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」(令和2年12月 14日付厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福 祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防 止策の一層の徹底について」(平成 19 年 12 月 26 日付雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発第 1226001 号、老計発第 1226001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総 務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長 連名通知)
- ・ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂:平成30年5月31日)
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1. html
- ウ その他、多数の高齢者が利用する介護保険施設等においては、感染症が集団 発生しやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発 生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、 施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感 染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省告示第 268 号)に基づき、適切な対応を徹底願いたい。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、本会議資料中に別途まとめられているので、そちらを参照されたい。

(6) 介護施設等における身元保証人等の取扱について

介護施設等における身元保証人等に求める役割等の実態については、平成 29 年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査 研究事業」において、実態を調査した報告書が公表されている。

当該調査結果を踏まえて、平成30年8月に、各都道府県に「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」 (平成30年8月30日付け老高発0830第1号・老振発0830第2号通知)を発出したところ。

平成30年3月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等でも周知したところであるが、介護施設等に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。

また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護施設等に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護施設等が、身元保証人等がいないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱を行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。

【参考】

○ 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究 事業」報告書

<u>*https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/mhlw_kaigo2018.html</u>

○「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」(平成30年8月30日付け老高発0830第1号・老振発0830第2号通知)

2. 介護施設等における防災・減災対策の推進について

(1) 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

- 令和2年7月の球磨川流域の豪雨災害において熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」で14名の人的被害が発生しました。これを受けて、高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策を検討し、とりまとめるために、令和2年10月7日に国土交通省と厚生労働省が共同で有識者会議を設置しており、年度内にとりまとめを行う予定である。
- なお、「高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について(骨子)」 については、下記ホームページに掲載されているので、ご参照いただきたい。

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

· 厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_520284_00015.html

·国土交通省 HP

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html

○ また、国土交通省との連名により「社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検実施について(依頼)」を発出しているので、各都道府県・市区町村の福祉部局においては、各都道府県、市区町村の水防・砂防部局、防災部局との連携・協力・情報共有をお願いする。

(2)介護施設等における防災・減災対策の推進について

介護施設等の防災・減災対策の推進のため、下記のような取組を実施するとともに、引き続き、国土交通省をはじめとした関係省庁と連携し、施策を展開していくことにしているので、各都道府県・市区町村においても、介護施設等における防災・減災対策の推進の取組をお願いする。

①「介護施設等における防災リーダー養成等支援事業」の創設

令和2年度第3次補正予算において、地域医療介護総合確保基金を活用して、「介護施設等における防災リーダー養成等支援事業」を創設したところである。

本事業では、都道府県において、介護職員等向けの防災研修の実施や防災に関する相談窓口の設置のために必要な経費に対して支援を行うことものであり、令和3年度以降も実施する予定である。

また、この研修や相談窓口については、令和3年度から導入予定の介護版 EMIS(イーミス) や令和3年度報酬改定に伴う BCP(業務継続計画)の作成等に関する介護施設等に対する支援としても、効果的かつ効率的であると考えられることから、本

事業の積極的な実施をお願いしたい。

〇地域医療介護総合確保基金管理運営要領 (抜粋)

別記2 介護従事者の確保に関する事業

(26) 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業

介護施設等における防災リーダー(介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない)の養成等を目的として、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。

②「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」による支援(再掲)

令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、介護施設等の社会福祉施設等については、耐災害性強化対策として、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策に取り組むこととなっており、引き続き、本交付金による支援を行っていくので、積極的な活用をお願いしたい。

③「令和3年度介護報酬改定」における災害対策

介護施設等については、介護保険法等の関係法令において、非常災害対策計画の 作成及び避難訓練の実施が義務づけられているが、令和3年度介護報酬改定における「感染症や災害への対応力強化」として、

- ・ 業務継続に向けた取組の強化として、感染症や災害が発生した場合であっても、 必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介 護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓 練(シミュレーション)の実施等を義務づけること(※3年の経過措置期間を 設ける)
- ・ 災害への地域と連携した対応の強化として、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者(通所系、短期入所系、特定、施設系)を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととすること

にしているので、御了知いただきたい。

④「介護版 EMIS (イーミス)」よる被災状況の集約

○ 災害発生時における介護施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日付け雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号)に基づき、各都道府県等から情報提供を受け、災害情報取りまとめ報の作成、停電施設への電源車の手配などの必要な支援策の検討等に活用しているところであるが、大規模災害の際には、

- ・ 地方自治体自体が被災し、情報収集・伝達が困難になったこと
- ・ 避難所の支援等に地方自治体職員のマンパワーが割かれ、情報収集・伝達 が遅れたこと

等の課題が表面化したところである。

○ このため、災害時に、介護施設・事業所の被災状況、稼働状況など災害に関わる情報を国と地方自治体で共有し、被災施設・事業所への迅速かつ適切な支援(停電施設への電源車の手配など)を行うため、災害時の被災状況に係る各種情報を集約するシステムを構築(既存の介護サービス情報公表システムを改修)することにしている。

なお、運用に当たっては、

- 既存の情報公表システムに登録されている介護施設・事業所の連絡用メールアドレスの更新又は登録
- ・ 既存の情報公表システムに登録されていない介護施設・事業所*の基本情報 の新規登録
 - ※ 前年度にサービスの対価として支払を受けた金額が 100 万円以下の介護施設・事業所 や有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス等

等の手続が必要になり、今後の作業内容・スケジュール等の詳細については、 追って示すこととしているが、協力をお願いしたい。

また、管内介護施設・事業所、自治体等と協力し、当該システムの積極的な活用をお願いしたい。

(スケジュール(予定))

令和3年3月 システムの構築

6月 既存の情報公表システムの対象外施設も含めたシステムの本格 稼働

⑤「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」の実施

令和2年度老人保健健康増進等事業で「高齢者施設における非常災害対策の在り 方に関する研究事業」(実施主体:一般財団法人 日本総合研究所)を実施してい るので、御了知いただきたい。

(事業概要)

近年、頻発・激甚化する自然災害において、高齢者施設が被害を受けることも多いことから、過去の高齢者施設における災害発生時の対応の事例を収集し、研究を行った上で、高齢者施設における非常災害対策の在り方について検討し、

- 非常災害対策計画のひな形の作成
- ・ 災害に応じた避難の在り方の整理
- ・ 高齢者施設において、災害に備えて対応すべき事項の整理

等を行うこととする。

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会(第1回)

○ 令和2年7月の球磨川流域の豪雨災害において熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」で14名の人的被害が 発生。これを受けて、高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策を検討し、とりまとめるために、10月7 日に国土交通省と厚生労働省が共同で有識者会議を設置。(年度内とりまとめ予定)

第1回検討会の開催状況

日時 : 令和2年10月7日(水)10:00~12:00

場所:中央合同庁舎3号館1階水管理·国土保全局A会議室



【委員】(◎:座長、敬称略)

◎ 鍵屋 跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授

井上 由起子 日本社会事業大学 専門職大学院 教授

筑波大学生命環境系 准教授 内田 太郎 川口 淳 三重大学大学院 工学研究科 准教授

鴻江 圭子 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長 小林 健一郎 神戸大学 都市安全研究センター 准教授

阪本 真由美 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授 岩手県岩泉町 危機管理監 長野県建設部 砂防課長 佐々木 重光

藤本 済

〈オブザーバー〉

矢崎 剛吉 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当) 重永 将志 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)

荒竹 宏之 消防庁国民保護•防災部防災課長

事務局 : 国土交通省 水管理 · 国土保全局 河川環境課、砂防計画課

主な意見

〇避難計画の内容の適切性について

- 非常災害対策計画と避難確保計画は、一つにまとめて作成するほうがよい。
- 避難計画は、実態と乖離しないように専門的な観点から評価し、助言が必要。
- 避難先でのケアなど事業継続の問題が係わっているのであれば、避難計画のみで はなく、事業継続計画も一体として捉えることが必要。
- 施設ごとに状況が異なるため、個別性や災害時の停電リスク等も踏まえた計画を立 案することが必要。
- 災害の経験を活かすこと、訓練の実施を通じて計画の改善を進めていくことが必要。 計画通りにならないことを念頭におくことも必要。

○施設の体制や設備について

- 夜勤の職員体制は、限られていることから、避難誘導が難しいという実態がある。
- 施設利用者が1階のみを利用する施設には、エレベーターが設置されていない場合 があり、そのうえ、エレベーターでの避難には停電に留意する必要がある。また、2 階に避難する場合に必要な設備としてスロープが考えられるが、避難時にスロープ がどれほど有効かは確認が必要。
- 災害に対して有効なハード設備については、行政側が助言する仕組みが必要。
- 早めの避難行動を実現するための避難先の環境整備。

〇施設職員の人材育成について

行政側がすべての施設に対して、避難のタイミングを伝えるのは実質的に困難であ るので、施設側が現場で判断できるよう、施設職員の防災知識の習得など、人材の 育成が必要.

〇関係者との連携について

- 避難誘導の支援者を確保するために、近隣の企業と災害時の応援協定を結ぶ方法 もある。
- 福祉の世界では、当事者が悩みを共有し解決案を検討するという「ピアレビュー」と いう手法が普及しており、本件についても有効と考える。行政のみならず、施設同士が集まって避難計画を議論するなどの取組も必要。
- 施設と行政が災害時の防災情報について密に共有できる関係を普段から構築して おくことが必要
- 日頃から施設間で連携体制を構築しておくことが必要。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会(第2回)

〇 高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会の第2回目を開催し、避難の実効性を高める方策の「骨子」について議 <u>論を行った</u>。令和3年3月に本検討会のとりまとめを行う予定。

検討会の開催概要

第1回検討会: 令和2年10月7日(水) 第2回検討会: 令和2年12月18日(金)

事務局: 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 国土交通省 水管理 国土保全局 河川環境課、砂防計画課



■第1回検討会の主な意見

- 訓練等を通じて避難計画を見直し実態に即した計画にすることが必要
- 行政等が専門的な観点で避難計画を評価、助言することが必要
- 避難計画の内容を施設職員等に周知しておくことが必要
- 業務継続を考慮した避難先の選定が必要
- 計画どおりに対応できない場合の事態認識が必要
- 施設関係者が集まって議論する場をつくることが有効
- 施設関係者が自ら判断できるように防災知識の習得が必要 災害リスクの高い場所への施設の新規整備の抑制が必要 等

■第2回検討会の主な意見

- 訓練に取組みやすくするため、内容を分けた訓練方法の提示が必要
- 災害経験やその対応記録をリアル感のある情報として共有することが有効
- 自治体担当部局と施設関係者が一堂に会した情報共有の場づくりが重要
- BCPの作成事例を広く共有し、BCPの作成を促すことが必要
- 水災害はエリアが限定されることから施設同士の受け入れ支援は有効
- 自治体の各部局の役割分担を明確化した上で窓口のワンストップ化を推奨
- 施設や自治体の体制は厳しいため施策推進の優先順位付けが必要
- 義務が増えると負担感が増すため施設を支援するという姿勢が重要 等

千寿園の避難に関する課題

■避難計画の内容や訓練の内容の適切性

- 土砂災害に比べて洪水浸水のリスクへの認識が薄かった
- 計画に定められていた避難先は雨天時の避難に適さない場所であった
- 施設利用者を外部の避難先に誘導する訓練までは実施していなかった

■避難誘導の体制と避難に必要な設備等

- 避難誘導に必要な要員の配置などの体制を早期に確立できなかった
- 災害が切迫した時には避難誘導に必要な要員が参集できなかった
- 階段を使用した施設の上階への避難誘導に労力と時間を要した

避難の実効性を高める方策の骨子

■避難計画や訓練に関する事項

- 災害の種類等に応じた避難計画の作成の徹底
 - 災害の種類等に応じた適切な避難先の選定等
- 訓練で得られた知見の避難計画への反映
- 訓練結果の市町村との共有、避難計画の見直しの促進 等
- ○避難計画の共有と理解の促進
- 家族等への避難計画の周知
- タイムラインを踏まえた計画の作成による避難行動の理解促進 等

■施設の設備や体制等に関する事項

- ○業務継続が可能な避難先の確保
- 施設内での垂直避難のための設備等の設置
- 業務継続が可能な施設外の避難先の確保
- 避難誘導のための要員の確保
- 施設職員以外の協力体制の構築
- 施設内の適切な防災体制の確立
- 施設職員への防災知識の普及
- 災害リスクの低い地域への施設の誘導等 新規施設の災害リスクの低い地域への誘導や垂直避難設備等の装備
- 避難の実効性が困難な施設の移転検討

高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について(骨子)<抜粋①>

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会 (厚生労働省老健局、国土交通省水管理・国土保全局)

◎避難の実効性を高める方策

(1) 避難計画や訓練に関する事項

① 災害の種類等に応じた避難計画の作成の徹底

- ・ 防災や福祉に関する専門的な知識を有する地方公共団体や専門家等が施設管理者等に対して助言し、適切な避難先が選定されるよう施設管理者等を支援すること、特に、避難確保計画の提出を受けた市区町村が、施設管理者等に助言・勧告する役割を明確化することによって、当該市区町村による一層の支援を促す仕組みが必要である。
- ・ また、市区町村による施設の避難計画や防災体制の点検については、計画の提出時のみならず、施設の避難訓練へ視察参加する機会などを活用し、定期的に チェックできる体制を構築することも重要である。
- ・ 施設の立地場所を洪水浸水想定区域等のハザード情報に重ねてマッピングするなどデジタル化の取組の推進等を通じて、施設が有する災害リスクを共有するとともに、施設職員全員の理解促進を図ることが有効である。
- 施設にとっては、テレビから情報を得るよりも、市区町村から直接連絡が入ったほうが避難の動機付けになる。また、市区町村から施設への一方通行の情報だけではなく、施設から市区町村に対しても「避難完了」等の情報を発信することが望まれる。
- ・ 施設管理者等は、平時から避難先との連絡体制を確立して計画に記すとともに、避難の必要性があるときは連絡等を取り合うことにより避難先の安全性、開所 の有無等について確認することが重要である。
- ・ 業務継続に関することについては、(2)施設の設備や体制等に関する事項①業務継続が可能な避難先の確保において、後述する。

② 訓練で得られた知見の避難計画への反映

- ・ 訓練については、立退き訓練以外にも、避難経路を確認する訓練や情報伝達訓練など、比較的取り組みやすい様々なメニューがある。これらの訓練を分けて実施すると取り組みやすくなるので、そのような訓練方法を提示することが有効である。
- ・ 施設管理者等が避難訓練を通じて、避難計画で設定した避難時間等(避難に要する時間、避難誘導の体制、持出品など)をセルフチェックする仕組みが必要である。
- ・ 避難計画の作成にあたっては、実施困難なことを明確化することも重要である。それをどうすれば実現できるかについて具体的に検討し、改善に繋げていくことが肝要である。
- ・ 訓練の結果を避難計画の見直しにつなげ、計画の実効性をより高めるため、施設管理者等と防災や福祉の専門的知識を有する市区町村とが、訓練で得られた教 訓を共有するとともに、当該市区町村が計画見直しについて、施設の個別性を踏まえて施設管理者等に必要な助言・勧告を行う仕組みが必要である。
- 避難の課題については、同種の福祉施設間で共有し、改善策を検討する仕組みが必要である。
- 実際に災害を経験した施設は少ない。被災経験とその対応記録を整理し、リアル感のある情報として、業界団体等を通じて共有することが有効である。

③ 避難計画の共有と理解の促進

- ・ 非常災害対策計画と避難確保計画等の重複事項を整理し、統合して作成する場合のマニュアル等を国が具体的に提示する必要がある。
- · 避難計画には、避難開始のタイミングや避難先等の情報に加えて、想定される浸水深や浸水継続時間等の災害リスク情報、避難に要する時間等の情報を明記するとともに、施設利用者やその家族等へ避難計画の周知の徹底を図る必要がある。
- ・ 施設利用者やその家族、施設職員、地域の避難支援協力者等が避難計画の内容を理解するための方法として、避難行動のタイムライン(時系列の行動計画)を 踏まえた避難計画を作成しておくことが有効である。

高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について(骨子) <抜粋②>

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会 (厚生労働省老健局、国土交通省水管理・国土保全局)

(2) 施設の設備や体制等に関する事項

① 業務継続が可能な避難先の確保

- ・ 地震の場合はエリア全体が被害を受けるが、水害や土砂災害の場合はある程度エリアが限られることから、同一市区町村内で災害時の相互協力協定を締結するなど高齢者施設同士で避難の受け入れ体制を構築することが有効である。また、福祉避難所の整備と連携することが必要である。
- ・ 立退き避難を原則としつつも、入所型の施設については、施設内の上階に垂直避難場所を確保することが有効である。ただし、垂直避難の場合には、浸水継続 時間を考慮して、業務継続のための電源や食糧等の確保に留意が必要である。
- ・ 迅速な垂直避難の誘導を実現するため、有効性を確認した上で、エレベータやスロープのほか、移動手段確保のための設備の導入を促進する必要がある。
- ・ 建物の構造や利用者像に応じて、地方公共団体等の助言を受け、施設管理者等が円滑な避難に有効なスロープやエレベータ等の施設を選択し、設置していくことが望まれる。
- ・ 災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付けることが必要である。
- ・ 業務継続計画の策定にあたっては、実施困難なことを明確化することも重要である。それをどうすれば実現できるかについて具体的に検討し、改善に繋げていく業務継続マネジメント(BCM)を行うことが肝要である。
- ・ 業務継続計画については、既に各種災害に対応する事例が示されているので、これらの情報を整理して、施設管理者等に共有することが有効である。
- ・ 緊急的に施設利用者の人命を守る手段については、(2)施設の設備や体制等に関する事項③施設内の適切な防災体制の確立において、後述する。

② 避難誘導のための要員の確保

- ・ 地域の実情を踏まえた、施設利用者の家族や地域住民、地元企業等との間で避難誘導を支援してもらうための連携体制を構築すること、特にこれらの関係者を 巻き込んだ避難訓練の実施を避難計画に明記した上で、平時から訓練を行っておく必要がある。
- ・ 施設管理者等と地方公共団体の担当者が、有事の際に円滑に連絡が取り合える関係を構築するため、平時からの連絡調整の場を確保しておくことが有効である。 そのような場があると、災害時に相互にフォローできる体制が確保できる。
- ・ 災害発生時の職員の初動体制を確保するため、初動対応の手順等を避難計画に示すなど工夫すること。また、施設職員の負担軽減を図りつつ、夜間の地域住民 との連携等による避難体制を確立するとともに、昼間での地域住民への支援等による信頼関係を構築することが重要である。

③ 施設内の適切な防災体制の確立

- 自然災害の現象や災害リスク情報、避難に関する知識を施設管理者等が習得できるよう、地方公共団体による講習会等の実施を推進する必要がある。
- ・ また、国や地方公共団体は、施設管理者等のスキルアップのために、高齢者福祉施設の職員等による自主的な学習会等の実施を支援する必要がある。
- ・ 各施設が抱えている避難に関する懸念事項を具体的に確認し、その懸念事項を今後の防災講習会のコンテンツ等に反映することが有効である。
- ・ 避難計画作成への全職員の参加や発災対応型の訓練やワークショップ型の研修を実施するなど、施設職員の臨機の災害対応力を高めていく必要がある。

④ 災害リスクの低い地域への施設の誘導等

- ・ 様々な取組を実施しても避難の実効性が確保できない施設については、地方公共団体が、施設管理者に対して災害リスクの低い地域への移転の検討を促すこと が必要である。
- また、新たに設置される施設については、地方公共団体が、災害リスクの低い地域に誘導することや施設利用者の居住スペースを想定される浸水深よりも高い 位置に設けること、垂直避難のための設備をあらかじめ装備することなどを促す必要がある。

高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について(骨子) <抜粋③>

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会 (厚生労働省老健局、国土交通省水管理・国土保全局)

◎取組推進にあたっての留意事項

- ・ 避難所に関すること、支援物資に関すること、災害現象の違いなどによって、地方公共団体の担当部局は異なっている。施設管理 者等の負担の軽減や災害対応の迅速性を確保するためには、施設管理者等が相談する窓口をできるだけワンストップ化することが望 まれる。また、地方公共団体は、窓口部局を通じて円滑な行政内部の連携体制が確保されるようにすることが必要である。
- ・ 施設や地方公共団体の体制は厳しい状況にあることに留意し、取組の優先順位や最低限実施すべき事項を示すことが重要である。
- ・ 施設管理者等の義務が増えることによって負担感が大きくなるので、施設職員が進んで取り組めるように、国や地方公共団体は施設を支援するという取組姿勢を持つことが肝要である。
- ・ 本取組は「流域治水」の取組の一つとしても推進していくと良い。

令和2年度 第3次補正予算

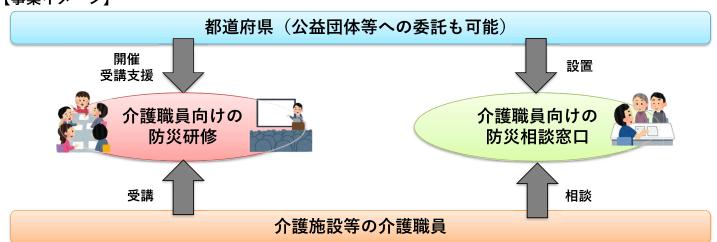
新介護施設等における防災リーダー養成等支援事業

地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

既定経費

- 介護施設等は、自力避難困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、災害に備えた十分な対策を講じることが必要である。
- 介護施設等の介護職員については、災害発生時において、現場で避難のタイミング等を判断することが必要となるため、防災知識の習得などが求められる。
- そのため、介護職員向けの防災研修を都道府県が行うことや、公益団体等が実施する介護職員向けの防災研修の受講を支援する。
- また、都道府県において、介護施設等から、防災に関する相談を受けるための「防災相談窓口」を設置する ことを支援する。

【事業イメージ】





- 概 要: 近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。
 - ① 社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
 - ② 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
 - ③ 社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える
 - ④ 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする

府省庁名: 厚生労働省

①耐震化整備

◆中長期の目標

社会福祉施設等の耐震化を進め ることにより、地震発生による建物 倒壊等での人的被害を防ぐ。

昭和56年以前に建築された以下の 施設のうち、耐震診断の結果、改修 の必要があるとされた施設に対する 対策の実施数

中長期の目標:

- 児童関係施設等 約595箇所
- •障害児者関係施設 約280箇所
- •介護関係施設 約65箇所
- ・その他関係施設 約84箇所 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度
- ◆5年後(令和7年度)の状況 同上
- ◆実施主体

都道府県、市区町村

②ブロック塀等改修整備

◆中長期の目標

安全性に問題のあるブロック塀等の 改修を進めることにより、地震発生 によるブロック塀等の倒壊等での人 的被害を防ぐ。

安全性に問題のあるブロック塀等を 設置している施設における改修整備

中長期の目標:

- •児童関係施設等 約385箇所 ■障害児者関係施設 約255箇所
- •介護関係施設 約820箇所
- •その他関係施設 約12箇所 本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度
- ◆5年後(令和7年度)の状況 同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

③水害対策強化

◆中長期の目標

要配慮者施設において、水害対策 のための施設改修等を推進すること で、被害を最小限に抑える。

水害による危険性が高い地域にお いて、安全な避難のための整備が 必要な施設数

中長期の目標

- •児童関係施設等 約45箇所
- ■障害児者関係施設 約470箇所
- •介護関係施設 約1,175箇所

本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度

- ◆5年後(令和7年度)の状況 同上
- ◆実施主体

都道府県、市区町村

4非常用自家発電設備整備

◆中長期の目標

非常用自家発電設備の整備を進め ることにより、停電時においてもライ フラインの確保を可能とする。

非常用自家発電設備がなく、今後、 整備予定のある施設における整備 中長期の目標:

- •児童関係施設等 約5箇所
- ■障害児者関係施設 約495箇所
- ▶介護関係施設 約2,350箇所
- ・その他関係施設 約7箇所

本対策による達成年次の前倒し 令和12年度 → 令和7年度

- ◆5年後(令和7年度)の状況 同上
- ◆実施主体

都道府県、市区町村

日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進(その1) (1)

感染症対策の強化 【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を 義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

(※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

■ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、 全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション) の実施等を義務づける。【省令改正】 (※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

☆ ポイント

- 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それら を踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガ イドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容 を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

・ 主な内容

- ・新型コロナウイルス感染症BCPとは(自然災害BCPとの違い)
- ・介護サービス事業者に求められる役割 · BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等(入所系・通所系・訪問系)

新型コロナウイル 2 感染 金発 生 時 4 業務継続ガイドライン

掲載場所: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo koureisha/taisakumatome 13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

■ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関と の連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者(通所系、短期入所系、特定、施設 系)を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなけ ればならないこととする。【省令改正】

令和2年度 介護サービス情報公表システム機能改修 (特養ホーム等要配慮者施設の災害時情報共有システムの構築事業 等)

介護施設・事業所における災害時の被害状況の把握や連絡事項等の情報共有の迅速化・簡素化のためのシステムを整備。

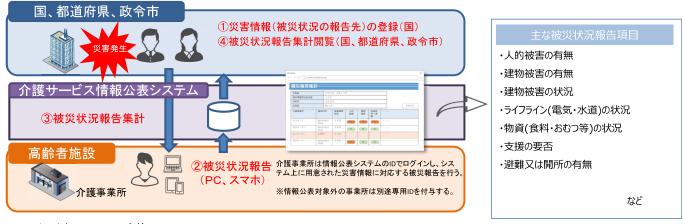
■改修内容

災害時に、介護施設・事業所の被災状況、稼働状況など災害に関わる情報を国と地方自治体で共有し、被災施設・事業所への迅速かつ適切な支援(停電施設への電源車の手配など)を行うため、災害時の被災状況に係る各種情報を集約するシステムを構築(※)する。

※既存の介護サービス情報公表システムを改修

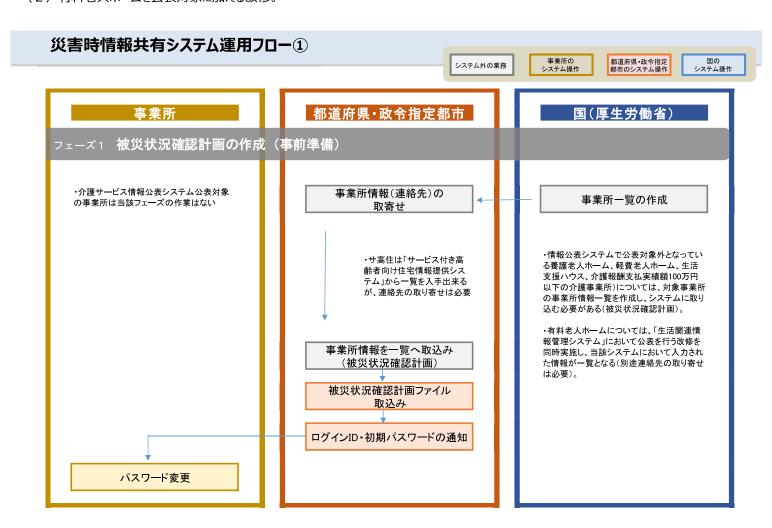
■対象施設 入所施設、居住系サービス事業所、通所サービス事業所

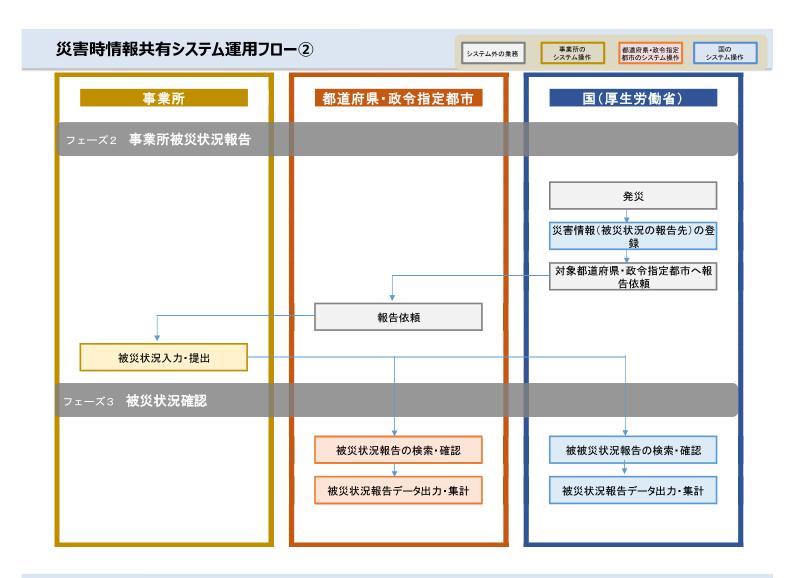
- (1)老人短期入所施設 (2)養護老人ホーム (3)特別養護老人ホーム (4)軽費老人ホーム (5)認知症高齢者グループホーム
- (6) 生活支援ハウス (7) 介護老人保健施設 (8) 介護医療院 (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (11) 有料老人ホーム (12) サービス付高齢者向け住宅
- (13) 通所介護事業所(地域密着型を含む) (14) 通所リルビリテーション事業所 (15) 認知症対応型通所介護事業所



※このほか、以下について改修。

- (1)新型コロナウイルス感染症の施設内感染対策のための自主点検状況を収集する改修。
- (2) 有料老人ホームを公表対象に加える改修。





災害時情報共有システム 被災状況報告項目①

人的被害の状況		/25.TC =#	(01)人的被害なし	N/87 ±					
		選択式	(02)人的被害あり	必須入力					
			(02-1)負傷者 ●●人						
		2 4-4	(02-1-2) 重傷者(医療機関への搬送又は受診が必要)●●人 (02-3)軽傷者(医療機関への搬送又は受診が不要)●●人						
		入力式	(02-2)死亡者 ●●人	任意入力					
			(02-3) 行方不明者 ●●人						
			(01)被害なし						
	被害の規模	選択式	(02)軽微な被害あり(推定被害80万円未満)	必須入力					
			(03) 重大な被害あり(推定被害80万円以上)						
建物被害の状況			(01)建物損壊 (01-1)全壊 (01-2)大規模半壊 (01-3)半壊 (01-4)一部損壊 (01-5)未定						
重物板音の状流		選択式	(02)浸水被害 (02-1)床上浸水 (02-2)床下浸水	任意入力					
	被害の内容	迭折式	(03) 雨漏り被害	世惠人力					
			(04) その他 ※複数選択可						
		記述式	※建物被害の内容・建物被害があった場所等の詳細	任意入力					
			(01) 避難の必要性なし	必須入力					
			(02) 避難の必要性あり	必須入刀					
			(02-1) 避難先の確保が困難						
		選択式	選択式	選択式	選択式	選択式	選択式	(02-2) 避難先を調整中	任意入力
	入所施設		(02-3) 避難中						
			(02-3-1)避難先施設の所在市町村 ※プルダウン選択式 (●●県 ●●市)	任意入力					
			(02-3-2)避難先施設種別 (01)他施設 (02)避難所 (03)病院 (04)その他	任意入力					
辟難・開所の状況		記述式	(02-3-3) 避難先施設の名称	任意入力					
吐耒 用用 り 0/1人元		記述式	(03) 避難の状況の詳細	任意入力					
			(01)支障なし(開所)	必須入力※					
			(02)支障あり(閉所中)	20個人刀水					
		選択式	(02-1)代替受入先なし・代替受入先調整中	任意入力					
	入所施設以外		(02-2)代替受入先あり	世級人力					
			(02-2-1)代替受入先施設の所在市町村 ※プルダウン選択式 (●●県 ●●市)	任意入力					
		記述式	(02-2-2) 代替受入先施設の名称	任意入力					
		記述式	(03) 開所の状況の詳細	任意入力					
必要な人的支援の状況		選択式	(01)介護職員 (02)その他の職種(※看護師等) (03)ボランティア ※複数選択可	任意入力					
ひ女々へ町又抜り仏流		記述式	※必要な人数・状況等の詳細	任意入力					

災害時情報共有システム 被災状況報告項目②

			(01) 停電なし	A CE T A	
			(02) 停電あり	必須入力	
			(02-1)非常用自家発電なし	任意入力	
	電気の状況	選択式	(02-2)非常用自家発電あり	" 任息人刀	
			(02-2-1)燃料が十分ある、もしくは定期的に補充可能		
			(02-2-2)燃料が2~3日分しかなく、その後については燃料確保の見通しなし	任意入力	
			(02-2-3) 今日の確保にも支障がある		
			(01)支援を要請(高圧) (02)支援を要請(低圧) (03)支援を要請(電圧不明) (04)支援不要	任意入力	
	電源車の支	援 選択式	(01-1) 支援到着 (01-2) 支援未到着	任意入力	
			(02-1) 支援到着 (02-2) 支援未到着	任意入力	
			(01) 断水なし	- 必須入力	
	水道の状況	選択式	(02) 断水あり	200000	
	水垣の水池	医扒耳	(02-1) 応急給水可能な受水槽・井戸設備なし		
			(02-2) 応急給水可能な受水槽・井戸設備あり	任意入力	
			(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	com	
ライフライン等の状況	飲料水の状況	選択式	(02) 2~3日分しかなく、その後については確保の見通しなし	任意入力	
及び必要な支援の状況			(03) 本日分の確保にも支障がある		
			(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能		
	生活用水の状況	選択式	(02) 2~3日分しかなく、その後については確保の見通しなし		
			(03) 本日分の確保にも支障がある		
			(01) 使用可能	任意入力	
	トイレの状況	選択式	(02) 使用不可		
	1 1 2 3 3 3 3	2	(02-1) 応急対応可能な代替設備なし	任意入力	
			(02-2) 応急対応可能な代替設備あり	12.00	
	給水車の支援	選択式	(01) 支援を要請 (02) 支援不要	任意入力	
	11177 T X IX	21/2	(01-1) 支援到着 (01-2) 支援未到着	任意入力	
			(01) 供給あり	必須入力	
	ガスの状況	選択式	(02) 供給なし	2	
		~ "."	(02-1) 応急可能な代替設備なし	任意入力	
			(02-2) 応急可能な代替設備あり		
	冷暖房の状況	選択式	(01) 使用可能	必須入力	
		~	(02) 使用不可		

災害時情報共有システム 被災状況報告項目③

				選択式	(01) 食料 (02) 飲料水 (03) 薬 (04) おむつ (05) 衣服 (06) 毛布 (07) マスク (08) 消毒液 (09) その他 ※複数選択可	任意入力
					※支援が必要な物資の内容・数量等の詳細	任意入力
物姿のは	資の状況		食料の状況		(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能	任意入力
物貝のか				選択式	(02) 2~3日分しかなく、その後については確保の見通しなし	
	燃料(灯油・ガソリン)の状況			(01)十分ある、もしくは定期的に補充可能		
			選択式	(02)2~3日分しかなく、その後については確保の見通しなし	任意入力	
757 560			(03) 本日分の確保にも支障がある			
医療機器等の故障の状況 記述式		記述式	※医療機器等の故障の状況の詳細	任意入力		

災害時情報共有システム 新型コロナウイルス感染症の施設内感染対策のための自主点検項目

		チェック	①手指消毒の励行、定期的な換気を行っている	任意入力
		チェック	②職員の日々の健康管理を行っている	任意入力
		チェック	③入所者の日々の健康管理を行っている	任意入力
	1)感染症対応力向上	チェック	④防護具の着脱方法の確認を行った	任意入力
		チェック	⑤清掃などの環境整備を行っている	任意入力
		チェック	⑥主な職員が動画「介護職員のためのそうだったのか!感染対策!」等を視聴した	任意入力
		チェック	⑦新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)について職員に周知を行った	任意入力
高齢者施設における施設内感染対 策のための自主点検	2)物資の確保	チェック	⑧在庫量と使用量・必要量を確認した	任意入力
Market Lange	2/初貝の框体	チェック	⑨一定量の備蓄を行っている	任意入力
	3)関係者の連絡先の確認	チェック	⑩感染対策にかかる関係者の連絡先を確認している	任意入力
	and the state of t	チェック	①個室管理、生活空間の区分けの検討を行った	任意入力
	4) 感染者発生時のシミュレ ー ション	チェック	②動務体制の変更、人員確保の検討を行った	任意入力
		チェック	⑬検体採取場所の検討を行った	任意入力
	5) 桂椒坦州	チェック	⑩感染者発生時の対応方針について入所者、家族と共有している	任意入力
	5)情報提供	チェック	⑤感染者発生時の対応方針について協力医療機関と共有している	任意入力

3. 有料老人ホーム等の適切な整備及び運営の推進について

(1) 介護保険法等の改正について

令和3年4月1日から施行される介護保険法等の改正において、有料老人ホーム 及びサービス付き高齢者向け住宅に関しては、以下の見直しが行われるところ。

- ○介護保険事業(支援)計画の作成にあたって、将来の介護保険施設等の必要定員 総数等を見込む際の参考とするよう、住宅型有料老人ホームやサービス付き高 齢者向け住宅の入居定員総数について記載するよう努めることとする。(介護保 険法)
- ○上記に伴い、市町村において有料老人ホームの設置状況を把握できるようにする ため、また、有料老人ホームの指導等にあたって、都道府県と市町村でより一 層連携していただくため、都道府県は有料老人ホームの届出がされたときは、 その旨を、市町村に通知しなければならないこととする。(老人福祉法)
- ○市町村は未届けの有料老人ホームを発見したときは、その旨を、都道府県に通知 するよう努めるものとする。(老人福祉法)

このため、都道府県と市町村において密に情報共有を行い、有料老人ホーム等の 設置状況を適切に把握し、計画に反映させるとともに、未届の有料老人ホーム等、老 人福祉法等の規定に違反する施設の早期発見及び適切な指導の実施を徹底していただ きたい。

この他、第三者である外部の目を入れる取組を推進するため、令和2年度より、 介護サービス相談員の派遣先として有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅 を追加しており、有料老人ホーム等における介護サービス相談員の受入促進に向けた 働きかけをお願いしたい。(詳細は「7. 介護サービス相談員制度の推進について」 を参照)

また、令和3年4月以降、介護サービス情報公表制度において、有料老人ホーム に関する情報を追加することを予定しており、これに伴い必要となる作業等について は、後日、別途ご連絡する予定である。

(2) 有料老人ホームに対する指導の徹底について

未届の有料老人ホームや前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム等、老 人福祉法等の規定に違反する施設が存在しており、入居者保護の観点から、引き続き 有料老人ホームに対する必要な指導の徹底をお願いしたい。

特に、前払金の保全措置については、前払金の保全措置を講じる義務のかかる平成 18 年 4 月 1 日以降に設置されたホームにおいて、未だに保全措置を講じていない場合の指導の徹底はもちろんのこと、「有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について」(令和 2 年 12 月 25 日付事務連絡)においてお伝えした通り、令和 3 年 4 月 1 日以降は、平成 18 年 3 月 31 日以前に設置されたホームにおいても、新たに入居される方には前払金の保全措置の義務がかかるため、遺漏無きようご対応いただきたい。

さらに、従来お願いしているところであるが、有料老人ホームの届出の手続については、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として義務づけているものであることから、関係部局との連携等を通じ、十分な実態把握に努めるとともに、届出促進に向けた取組の徹底をお願いしたい。

なお、全国有料老人ホーム協会において作成されている「有料老人ホーム指導監督 の手引き」について、令和2年3月に、指導や事故対応等の事例の充実を図った増補 版が作成されているので、適宜活用いただきたい。

(3) 有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて(再周知)

有料老人ホーム等における事故に関しては、「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」(平成24年5月25日付事務連絡)において、設置者に対する事故原因の調査及び再発防止策の策定に係る指導の徹底並びに再発防止策の実施状況の確認をお願いするとともに、設置者から入居者に対する処遇に係る事故報告があった場合には、すみやかな高齢者支援課への情報提供をお願いしているところである。

これまでも累次にわたってお願いしてきているところであるが、引き続きご協力いただくよう改めてお願いする。

(4)住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅における過剰なサービス提供 について

平成30年度より「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を実施し、 指導の強化を図っているところであるが、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢 者向け住宅において、併設する介護事業所等から利用者のニーズを超えた過剰な介護 サービスを提供している場合があるのではないかとの指摘が国会や財政制度等審議会 等においてなされているところ。

このため、介護給付費分科会の審議報告においても、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る等とされたところであり、各自治体においては、住宅部局とも連携し、家賃や管理費等を不当に下げていないか確認すること等を通じて、利用者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスを提供している場合に対する指導の強化を図っていただきたい。

また、インセンティブ交付金においても、家賃や介護保険外のサービス提供費用の確認等を行い、不適切な介護保険サービスの提供の可能性がある場合は、利用者のケアプランの確認等を行い、必要な指導や都道府県への情報提供を行った場合に加点対象としているところ。

(5) 有料老人ホームにおける文書負担の軽減について

有料老人ホームにおける文書負担軽減の観点から、老人福祉法施行規則を改正 し、令和3年4月より、有料老人ホームの設置の届出時や変更届出時に必要な書類の 一部削減を行うこととしている。

各自治体においても、独自に書類の提出を求めている場合など、文書負担の軽減 が可能な部分がないか検討いただきたい。

(6) サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新への対応について(再周知)

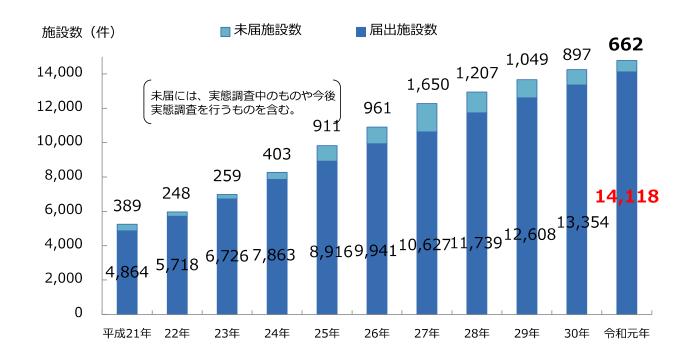
サービス付き高齢者向け住宅の登録については、高齢者の居住の安定確保に関する法律において、5年ごとにその更新を受けることとされている。

しかしながら、一部のサービス付き高齢者向け住宅において、登録の更新がされていないものが見受けられることから、通知「サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新への対応について」(平成31年2月4日老高発0204第1号、国住心第519号)を発出し、登録事業者に対する周知徹底をお願いしているところである。

福祉担当部局におかれては、住宅部局と連携して、制度の適正かつ円滑な運用が 図られるようお願いする。

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、 都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要



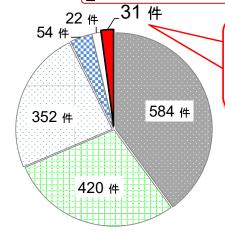
出典:厚生労働省老健局高齢者支援課調べ(平成21年~26年は10月31日時点、27年~30年、令和元年は6月30日時点)

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人 福祉法第29条第7項の規定に違反している
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った 前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要
 - ■銀行等による連帯保証委託契約
- □ 信託会社等による信託契約
- □ 全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度 🖪 保険会社による保証保険契約
- □その他

Į	■前払金の保全措置を講じていない施設数
- 1	■ 前せ今の伊令世署を選じていたい塩配粉

違反於	施設の割合
平成23年度	19.8%
24年度	17.2%
25年度	11.7%
26年度	9.3%
27年度	6.0%
28年度	4.0%
29年度	2.9%
30年度	4.1%
令和元年度	2.1%



検査や改善命令など、改善に向けて重点的に指導を行うとともに、悪質な場合には罰則適用を視野に入れ、厳正な対応をとるように、都道府県等に要請

出典:令和元年度老健事業「高者向け住まいに おける運営実態の多様化に関する実態調査研究」

平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数	12,346 件
(うち)前払金を受領している施設数	1,463 件
(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	31 件

有料老人ホームにおける前払金の保全措置の状況

■ **前払金の受領施設数および保全措置の状況**(令和元年度)

	有料老人ホーム数						
		①前払金を受領して いる施設数	うち、保全措置が講じられ ていない施設数	②前払金を受領し ていない施設数			
T-510/T-10-10	平成18年の老人福祉法改正により、保全措置が義務付け						
平成18年4月1日 以降に設置	12,346	1,463	31	10,883			
		現行では義務対象外	31				
平成18年3月31日 以前に設置		和3年4月~】					
	1,772	779		993			
			389	555			

<参考>前払金の保全措置を講じていない法的義務違反の状況

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
違反施設の 割合	19.9%	17.2%	11.7%	9.3%	6.0%	4.0%	2.9%	4.1%	2.1%

[⇒] 違反施設に対しては、検査や改善命令など、改善に向けて重点的に指導を行うとともに、質な場合には罰則適用を視野に入れ、厳正な対応をとるように、都道府県等に随時要請している。 (平成30年3月30日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知など)

事 務 連 絡 令和 2 年12月25日

各 指定都市 福祉担当部局 中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について

有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底に関して、厚生労働省老健局 高齢者支援課長通知「有料老人ホームを対象とした指導の強化について(令和2年 3月30日老高発0330第1号)」等により、保全措置を講じていない義務違反の有料 老人ホームに対する厳正な指導が行われるようお願いしているところです。

平成30年の老人福祉法の改正により、前払金の保全措置について、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、まもなく、令和3年4月1日以降の新規入居者から義務対象となります。

このため、都道府県・指定都市・中核市におかれては、当該有料老人ホームに対して、十分に周知を図るとともに、その対応状況を改めて細やかに把握するなど、経過措置期間の終了後の施行に向けて遺漏なきよう対応お願いします。

併せて、従来保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いします。

以上

事 務 連 絡 平成24年5月25日

各 都道府県 福祉担当部 月 指定都市 住宅担当部 中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課国土交通省住宅局安心居住推進課

有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて

平成24年3月、茨城県内の有料老人ホームにおいて、入居者の方が、亡くなってから相当の期間が経過してから発見されたという案件があったことは誠に遺憾です。

今般、この案件については、当該有料老人ホームの設置者において、原因の究明と再発防止に係る取組みが検討され、その結果について、茨城県を通じて厚生労働省まで情報提供がありました。(別紙参照)

有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(以下「有料老人ホーム等」という。) の入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、貴管内における有料老 人ホーム等の運営者に対して、別紙の内容を参考に、事故原因の調査と再発防止策の策定 について、指導の徹底をお願いいたします。また、再発防止策が適切に実施されているか どうかについても確認するよう、お願いいたします。

また、事故が発生した有料老人ホーム等については、今後、下記のとおり、情報提供について御協力くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 有料老人ホーム

イ 情報提供体制の整備

有料老人ホームの設置運営については、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成 14年7月18日付け老発第0718003号。以下「指針」という。)」において、その指導上の留意点を示しているところですが、当該指針に関しては、平成24年3月16日付け老発0316第1号により一部改正を行い、有料老人ホーム設置者に対する事故発生の防止及び発生時の対応に係る規定を追加したところです。

当該改正の趣旨を鑑み、貴団体に対して有料老人ホーム設置者から、入居者に対す

る処遇に係る事故報告があった場合には、すみやかに厚生労働省老健局高齢者支援課まで情報提供をお願いいたします。

なお、入居者に対する処遇に係る事故としては、入居者の生命・財産等が脅かされる事例として、以下のような事案が想定されます。

- ・ 入居者の死亡事故 (死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。)
- ・入居者に対する虐待
- ・ 有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害 (職員による窃盗等)
- ・有料老人ホームにおける火災事故
- ・地震等の自然災害による有料老人ホームの滅失・損傷

ロ 情報提供の内容

- ① 事故の発生時点
 - ・ 事故の発生日
 - ・事故が発生した有料老人ホームの名称、住所、届出の有無
 - ・当該有料老人ホーム設置者の名称
 - ・ 事故の概要
- ② 事故後の再発防止策の策定時点
 - ・事故の原因に係る調査結果
 - ・当該調査結果を受けて行う再発防止策の内容

ハ 連絡先(厚生労働省)

・厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林

電話番号:03-5253-1111(内線 3981) 03-3595-2888【夜間直通】

FAX 番号: 03-3595-3670

2. サービス付き高齢者向け住宅

イ 情報提供体制の整備

サービス付き高齢者向け住宅において事故が発生した場合についても、有料老人ホームと同様に、情報提供をお願いいたします。なお、サービス付き高齢者向け住宅については、厚生労働省と国土交通省の共管となっておりますので、両省に情報提供をお願いいたします。

- ロ 連絡先 (厚生労働省・国土交通省)
 - ・厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林

電話番号: 03-5253-1111(内線 3981) 03-3595-2888【夜間直通】

FAX 番号: 03-3595-3670

・国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係 細萱・原口

電話番号: 03-5253-8111 (内線 39855) 03-5253-8952【夜間直通】

FAX 番号: 03-5253-8140

【連絡先】

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林

電話番号: 03-5253-1111 (內線 3981) 03-3595-2888【夜間直通】

国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係 細萱・原口

電話番号: 03-5253-8111 (內線 39855) 03-5253-8952【夜間直通】

茨城県内の有料老人ホームにおける事故及び再発防止について

1. 事案の概要

- ・平成24年3月24日、入居者と電話連絡がとれなかった親族からの依頼を受けて、 当該有料老人ホーム設置者の職員が室内を確認し、死亡している当該入居者を発見。
- ・医師による検案では、死因は急性心不全と推定。
- ・新聞受けに残されていた新聞の日付より、3月17日を死亡日と推定。

2. 事案の原因

- ・入居者より「自立した生活をしたいので、干渉してほしくない」という要望があり、 以下のような状況となっていた結果、当該入居者と職員及び他の入居者との関わり が薄くなっていたことが原因と考えられる。
 - イ 独立した専用玄関を有する居室で生活していたこと
 - ロ 食事、居室清掃・洗濯等の日常家事を入居者自身が行っていたこと

3. 再発防止策

イ 入居契約等における取組み

- ・自立の入居希望者に対して、入居者のプライバシーを尊重しつつ最低限度の安否 確認及び見守りを行うことを条件に入居契約を締結する。
- ・入居者から、入居後に安否確認等を拒否されるようになった場合は、入居者本人 及び身元引受人と具体的な対応方法を協議する。

ロ 見守り体制の強化

- ・健康管理、食事、施設内のレクレーションの際に、入居者の様子を観察する。
- ・一定時間人の動きがないと通報される生活リズムセンサーを居室のドア、トイレ 等に設置する。特に、今回の事故が起きた居室は専用玄関を有しているため、今 後の入居契約においては、職員による定期的な安否確認や状況確認の受け入れを 契約上で義務付ける。
- ・入居者のプライバシーを重視しつつ、入居者の日常的な行動(声の張り、歩行時の足取り、食事の食べ残し等)から得られた情報を職員が相互に共有することで、 入居者の心身に係る状態を適時把握し、適切な施設サービス提供のアセスメント として取り入れる。

ハ リスクマネジメントの強化

- ・今回の事故を教訓に、職員の教育に努め、施設サービスの向上を図る。
- ・地方公共団体や、全国有料老人ホーム協会への報告を徹底し、指導・助言を真摯 に受けながら適正な運営を行う。

5. (1) 評価の適正化・重点化(その6)

社保審-介護給付費分科会 第199回 (R3.1.18) 資料1より

サ高住等における適正なサービス提供の確保

■ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、事業所指定の際の条件付け (利用者の一定割合以上を併設集合住宅以外の利用者とする等)や家賃・ケアプランの確認などを通じて、自治 体による更なる指導の徹底を図る。【省令改正、通知改正】

訪問系サービス(定期巡回を除く)、通所系サービス(地密通所介護、認デイを除く)、福祉用具貸与

- 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、**当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする**。 [省今改正]
- 事業所を市町村等が指定する際に、**例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えない**ことを明確化する。 [通知改正]

居宅介護支援

- 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、**区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証**を行う。(※効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)
- サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険 サービスが入居者の自立支援等につながっているかなどケアの質の確保の観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自 治体による更なる指導の徹底を図る。

有料老人ホームの届出事項の見直し

【概要】

- 有料老人ホームの設置時の届出事項については、多数の項目が具体に法律上で規定されているところ、また、変更 時の届出事項についても、設置の届出時と同じ項目が対象となっており、その旨が法律上で規定されているところ。
- このため、老人福祉法を改正し、他の介護保険サービスとの並びや今後も迅速に対応できるようにする観点から、 一部の届出事項を省令に委任とするとともに、変更時の届出対象も省令に委任することしている。(令和3年4月1 日施行
- さらに、省令において、届出事項の一部削減を実施。

<老人福祉法の改正内容>

第二十九条 有料老人ホーム(略)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

行

現

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在 地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 施設において供与をされる介護等の内容
- 七 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、**同項各号に掲げる事項** <u>に変更を生じたとき</u>は、変更の日から一月以内に、その旨を 当該都道府県知事に届け出なければならない。

改正後

- 第二十九条 有料老人ホーム(略)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、 次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。
 - 一 施設の名称及び設置予定地
 - 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - 三 その他厚生労働省令で定める事項

一部の届出事項を省令に委任

省令委任し、設置時とは届出対象を変える (設置時より対象を減らす)ことを可能に

2 前項の規定による届出をした者は、**厚生労働省令で定める** 事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その 旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

有料老人ホームの届出事項の見直し

<老人福祉法施行規則の改正>

○法第29条第1項第7項に規定する厚生労働省令で定める事項について

		現行
	第3号	条例、定款その他の基本約款
法	第4号	事業開始の予定年月日
律	第5号	施設の管理者の氏名及び住所
	第6号	施設において供与をされる介護等の内容
	第1号	建物の規模及び構造並びに設備の概要
	第2 号	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の確認 を受けたことを証する書類
	第3号	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
	第4号	施設の運営の方針
	第5号	入居定員及び居室数
	第6号	市場調査等による入居者の見込み
	第7号	職員の配置の計画
	第8 号	法第二十九条第七項に規定する前払金(以下「一時金」という。)、 利用料その他の入居者の費用負担の額
省令	第8の2号	法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書 類
	第9号	入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の 有無及び当該措置の内容
	第10号	入居契約に損害賠償額の予定(連約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容
	第11号	医療施設との連携の内容
	第12号	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
	第13号	長期の収支計画
	第14号	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設 において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約 に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

改 正 秦				
第1号	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等			
第2号	事業開始の予定年月日			
第3号	施設の管理者の氏名及び住所			
第4号	施設において供与をされる介護等の内容			
第5号	建物の規模及び構造並びに設備の概要			
第6号	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の確認 を受けたことを証する書類			
第7号	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書			
第8号	施設の運営の方針			
第9号	入居定員及び居室数			
<u>(削除)</u>				
第10号	職員の配置の計画			
第11号	法第二十九条第九項に規定する前払金(以下「一時金」という。)、 利用料その他の入居者の費用負担の額			
第12号	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書 類			
第13号	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内 容			
	(削除)			
	(削除)			
第14号	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法			
第15号	長期の収支計画			
第16号	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設 において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約 に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書			

※青字(第2号、第14号)は変更の届出を不要とする。

平成31年2月4日 老高発0204第1号 国住心第519号

各 都道府県 住宅担当部長 指定都市 福祉担当部長 中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新への対応について

サービス付き高齢者向け住宅については、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号。以下「法」という。)に基づき、平成23年10月から約7年にわたり供給されてきており、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新に係る周知徹底等について」(平成28年7月14日付け老高発0714第1号・国住心第70号)により、登録事業者における登録の更新の申請手続について周知徹底等をお願いしてきたところである。

しかし、一部のサービス付き高齢者向け住宅において、登録の更新がされていないものなど、サービス付き高齢者向け住宅として適切に運営がなされていないおそれがあるものが見受けられる。ついては、下記の事項にご留意の上、法の適正かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

記

1. 事業の登録の更新に係る周知徹底について

事業の登録については、法第5条第2項の規定により、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととなり、都道府県知事は法第13条第1項第2号の規定により登録を抹消しなければならない。また、登録の効力を失った後も従前と同様に事業を続けた場合、法第14条の名称の使用制限の規定に抵触するおそれがあるとともに、法第23条の老人福祉法(昭和38年法律第133号)の特例の規定が適用されなくなることから、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当するものについては、同項に基づく届

出が必要となる。さらに、登録を要件とする国の補助金の交付を受けて整備した サービス付き高齢者向け住宅等については、補助金の返還や税制優遇の適用要 件不適合等の事由に該当することとなる。

ついては、かねてよりお願いしているところであるが、登録事業者における登録の更新の申請手続に遺漏のないよう、貴管内の登録事業者に対して、より一層の周知徹底を図られたい。

2. 登録の更新手続に係る速やかな処分について

一部のサービス付き高齢者向け住宅において、登録の更新の申請があったものの、長期間にわたり処分がなされていないものが見受けられる。単に手続に時間を要している場合には、速やかに登録の更新手続に係る処分を実施されたい。また、登録の更新に際して、登録された登録事項が事実と異なることや、登録事業が法第7条第1項各号に掲げる基準に適合しないことが判明した場合には、必要に応じて、法第25条に基づく指示、さらには、法第26条第2項に基づく登録の取消しなどを活用し、更新手続が速やかに進むよう適正かつ円滑な対応をお願いする。

以上

4. 高齢者の居住と生活の一体的な支援について

高齢単身世帯や高齢者のみ世帯について、大家が入居制限する理由として、孤独 死などの不安等によるところが多いところであり、これらに対応するため、社会福祉 法人が不動産関係団体と連携し、高齢者の入居支援と、入居後の見守りサービスを提 供する事例等があるところ。

このような取組を促進するため、高齢者の住まいの確保支援(住宅情報の提供・相談対応等)や生活支援(見守り等)に係る費用については、地域支援事業交付金により支援できるようにするとともに、保険者機能強化推進交付金においてこのような取組みを評価する指標を設けているところ。

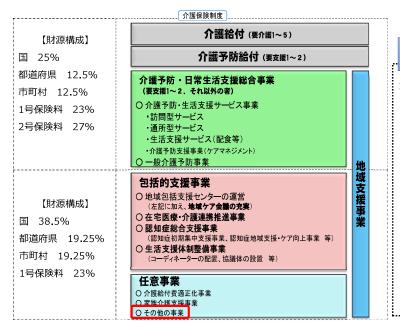
また、令和3年度政府予算案において、「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」 として、このような取組みの実施に至る前の検討段階において、有識者を派遣するな どにより、実施にあたっての助言や関係者との調整等を行うことで、地方公共団体の 事業実施に結びつけていくことを目的とした事業を盛り込んでいるところ。

この他、今年度の老健事業により、取組の好事例を取りまとめることとしており、今後、その周知を行うことを予定している。

都道府県等におかれては、福祉部局、住宅部局等関係部局との連携を図りながら、 積極的にこのような取組みを推進していただきたい。

地域支援事業等の活用による全国展開

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行ってきたが、平成29年度以降は、各地域 で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っ ていく。
- 具体的には、地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援 <u>等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行ったところ。</u>



平成29年度から「地域支援事業の実施について」(実 施要綱)を改正

カ 地域自立生活支援事業

次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立 した生活を継続させるための事業を実施する。

① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

空き家等の民間賃貸住宅や、

高齢者の生活特性に配 慮した公的賃貸住宅(シルバーハウジング)、サービ ス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合 住宅等**への高齢者の円滑な入居を進められるよう、** れらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び 助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援 **等を実施するとともに、これらの住宅の入居者**を対象 に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時 の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣 し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する 等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確 保するための事業を行う。

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

令和3年度予算案 23,540千円【新規】

1. 目的

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施 し、住まいの確保支援(住宅情報の提供・相談対応等)や生活支援(見守り等)に係る費用に対する助成を行い、平成29年度 以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施 にあたり、自治体内(住宅部局と福祉部局等)の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたるこ と等から、検討が進まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階おける助言や関係者との調整を行うことで、事業 の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

2. 事業内容

厚労省職員や有識者等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援の実施。

① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

具体の事業の実施に向けて、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課 題に対する検討等の実施にあたって、有識者や、厚生労働省職員、国土交通省職員等を派遣し、アドバイスや事業関係 者の調整等を実施。

② 制度や取組の事例、パンフレット等の周知

課題を踏まえた取組の事例等について周知

(本事業においては、事業の検討過程にも着目し、課題把握や取組に至った事例について、経緯等を含めて整理し、事 業の検討にあたって実用的なパンフレット等作成を想定)

第1線で活動されている行政職員・有識者の紹介

①の実施にあたって、必要に応じて既に取組を実施している自治体の職員や制度創設に関わった有識者等を紹介。

見守り等にかか る費用を「地域

※以前は「低所得 高齢者等住まい・ 生活支援モデル事

<自治体における検討の流れ>

○自治体における課題の顕在化

高齢者が大家から入居を断られ て、居住確保が困難な状況

支援

)地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者との調整
- ・事業の具体化の検討

○事業の実施

- ・相談対応、不動産店への同行
- ・社会福祉法人による見守り

国(公募により民間に委託) 14

3. 実施主体

支援事業交付 金」により支援。

業」として支援。

支援

5. 介護現場革新の取組について

(1)介護現場革新の取組の全国展開(都道府県等を主体としたパイロット事業の全国展開)

2040 年に向けて生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、介護現場の生産性向上を促進するため、

- 平成30年度に関係団体と厚労省との間で介護現場革新会議を開催し基本方針 (※1)をとりまとめるとともに、介護施設を対象に業務改善の取組の手順を まとめた生産性向上ガイドラインを作成し、
- ・ 令和元年度は介護現場革新会議の基本方針を踏まえた取組をモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を7自治体で実施したところである。
 - ※1 ①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICT の活用、④介護業界のイメージ改善等。

令和2年度においては、これまでの取組を全国に普及するため、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーを開催するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」の取組に必要な経費の補助((2)参照)を可能としたところである。これらの取組については、令和3年度も引き続き継続して実施することとしている。

また、地域の実情に応じた生産性向上の取組にきめ細かく対応するため、

- ・ 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化 の取組を追加する介護保険法の改正や、
- ・ 保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)において、介護現場革 新の取組を新たに評価

したところである。

各都道府県等におかれては、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、管内関係団体や有識者等と一体となって、介護現場の業務効率化や介護業界のイメージ改善などに取り組んでいただきたい。

令和元年度のパイロット事業の先進的な取組を生産性向上ガイドラインに反映(改訂)することに併せて、自治体向けの手引書を作成し、介護現場の業務改善に対する自治体の役割や先行して取り組んだ7自治体の創意工夫ある取組をまとめている。各都道府県等におかれては、介護現場革新の積極的な取組をお願いする。

なお、生産性向上ガイドライン及び自治体向けの手引書については、令和2年 度のパイロット事業の成果を踏まえて改訂を予定しているので、御了知願いたい。

<介護分野における生産性向上について(厚生労働省ホームページ)> https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html

(2) テクノロジーを活用した令和3年度介護報酬改定

令和3年度介護報酬改定において、テクノロジーの活用により介護サービスの質の向上及び業務効率化を推進していく観点から、実証研究の結果等も踏まえ、以下の見直しを行うこととしているので、各都道府県におかれては、管内介護事業所へ周知をお願いしたい。なお、夜勤職員配置加算の新設要件(0.6人の配置

要件)、人員配置基準の緩和及び職員体制等を要件とする加算の緩和については、 テクノロジーを導入後、利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減する ための委員会を設置した上で、少なくとも3か月以上試行し、安全体制やケアの 質の確保、職員の負担軽減が図られていることを当該委員会において確認した上 で届け出ることとしているので留意願いたい。

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における見守り機器を導入した場合 の夜勤職員配置加算について次の見直しを行う。
 - ① 現行の 0.9 人の配置要件について、見守り機器の導入割合を緩和(15%→10%)する。
 - ② 見守り機器の全床導入やインカム等の ICT の使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、新たに 0.6 人の配置要件を設ける。
- ・ 介護老人福祉施設(従来型)における夜間の人員配置基準について、見守り機器の全床導入やインカム等の ICT の使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に緩和する。
- ・ 職員体制等を要件とする加算(日常生活継続支援加算、入居継続支援加算) (※2)について、テクノロジーを活用した複数の機器(見守り機器、インカム、記録ソフト等の ICT, 移乗支援機器)を導入し、利用者のケアのアセスメント評価や人員体制の見直しを PDCA サイクルによって継続して行う場合は介護福祉士の配置要件を緩和(6:1→7:1)する。

※2 サービス提供体制強化加算についても、新たに設ける区分の算定にあたり、施設系サービス及び介護付きホームに1つ以上の実施を求めるサービスの質の向上につながる取組の事項の1つにテクノロジーの活用を盛り込む。

(3) 地域医療介護総合確保基金の積極的な活用

介護ロボットについては、高齢者の自立の促進・介護職員の負担軽減を目的とし、その普及を促進しているところである。その一環として、平成 27 年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、「介護ロボット導入支援事業」を実施しており、全国的には着実に補助件数が増加している一方、各都道府県の補助状況(参考資料参照) や導入事例の周知(※) には差が見られる。

※ 事業実績(補助件数のほか、導入施設での使用状況・導入効果・導入時の課題等)を 自治体のホームページで公表し、好事例の普及に努めるなど。

また、介護ロボットの効果的な活用等の業務改善の取組を支援するため、令和元年度から基金のメニュー事業の中に「介護事業所に対する業務改善支援事業」を設け、①生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取組む介護事業所に対して、タイムスタディ調査による業務の課題分析等を支援するための経費の補助や、②都道府県が開催する「介護現場革新会議」に要する経費や地域のモデル施設を育成するための補助等を行っている。

さらに、令和2年度補正予算においては、介護ロボットの導入補助を累次にわたり拡充しており、令和3年度においても継続して実施することとしているが、令和3年度介護報酬改定におけるテクノロジーの活用を後押しする効果もあるので、積極的な活用をお願いしたい。

また、各都道府県におかれては、介護ロボット導入支援と業務改善支援を効果的に組合せて実施するなど、各事業の積極的な取組をお願いするとともに、管内の介護施設・事業所に対して、自治体のホームページや研修会等の場を通じ、各事業における好事例の周知をお願いしたい。

(令和3年度の事業の概要)

○ 介護ロボット導入支援事業 ※下線部は令和2年度3次補正予算で措置。

	** · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
導入補助額	○移乗支援、入浴支援 上限 100 万円
(1機器あたり)	○上記以外 上限 30 万円
見守りセン	上限 750 万円
サーの導入	(対象経費)Wi-Fi 工事、インカム、 <u>見守りセンサー等の情</u>
に伴う通信	報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護
環境整備	記録ソフト、バイタル測定が可能なウェアラブル端末等)
補助上限	必要台数
台数	
補助率	都道府県の裁量により以下のとおり設定
	○一定の要件(※)を満たす事業所 3/4を下限に設定
	○上記以外1/2を下限に設定
	※ 導入計画書において、目標とする人員配置を
	明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録
	ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図
	りつつ、人員体制を効率化させる場合。

○ 介護事業所に対する業務改善支援事業

・ タイムスタディ調査による業務の課題分析等を行うにあたり、コンサル 等の第三者が支援するために必要な経費に対して補助を行う。

【補助額】対象経費の1/2以内(上限30万円)

- 都道府県での「介護現場革新会議」の開催にあたり必要と認められる経費に対して補助を行う。
 - ① 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
 - ② 介護事業所の取組に必要な経費
 - (例:業務コンサルタントに係る費用や介護ロボット・ICT 機器等の ハードウェア・ソフトウェアの導入費用(インカム、介護記録ソフトウェア、Wi-Fi 工事等に係る費用を含む。)
 - ③ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】

- ②については(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限500万円)、
- ①③については必要な経費

(4)介護ロボットの開発・普及の促進

介護ロボットの開発・普及については、これまで介護現場のニーズをふまえた 介護ロボット開発が行われるよう、介護ロボットのニーズ・シーズ連携協調協議 会(介護現場と開発企業等の協議を通じ、着想から現場のニーズを開発内容に反 映)の設置や、開発中の試作機器に係る介護現場でのモニター調査を実施してき たほか、介護現場での活用を促進するため、開発された機器を用いた効果的な介 護技術の構築を図るなど、開発・導入・普及・活用の各段階で必要な支援を行っ てきたところである。

令和2年度においては、これまでの取組を発展的に再編し、

① 介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談や、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応(試用貸出や開発実証に係る補助金等の紹介等)を行

- う「相談窓口(地域拠点)」を全国11箇所に設置、
- ② 開発実証のアドバイザリーボード兼介護現場へ導入する前の先行実証フィールドとして「リビングラボネットワーク」を構築、
- ③ 介護現場での効果検証を行うために協力可能な介護施設を提供する等、介護現場での実証フィールドを整備

することにより、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築したところである。

令和3年度においては、上記のプラットフォームについて、相談窓口・リビングラボの増設を行い継続して取組むこととしており、各都道府県におかれては、管内介護施設及び開発企業等に対して周知するとともに、必要に応じて各取組への協力をお願いしたい。

なお、介護ロボットの開発・導入・普及・活用に関する最新の情報は、上記厚生労働省のホームページにおいて掲載しているので、参考とされたい。

<介護ロボットの開発・普及の促進(厚生労働省ホームページ)> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html

(参考資料)介護ロボット導入支援事業の実施状況(令和3年1月時点の暫定値)

/ 月段ロベノー	令和2年度
	都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数
 北海道	207
青森県	15
岩手県	79
宮城県	14
秋田県	23
山形県	25
福島県	51
茨城県	40
栃木県	25
群馬県	61
埼玉県	124
千葉県	75
東京都	71
神奈川県	87
新潟県	204
富山県	_
石川県	10
福井県	45
山梨県	21
長野県	14
岐阜県	78
静岡県	57
愛知県	120
三重県	32
<u></u>	61
京都府	41
大阪府	75
兵庫県	164
奈良県	19
和歌山県	46
鳥取県	24
島根県	19
岡山県	12
広島県	58
山口県	19
徳島県	37
香川県	28
愛媛県	36
高知県	7
福岡県	103
佐賀県	34
長崎県	_
熊本県	78
大分県	38
宮崎県	95
鹿児島県	91
沖縄県	11
合計	2, 574

^{※1}施設で複数の導入計画を作成することがあり得る。

[※]導入計画件数のため、今後変更があり得る。 ※富山県及び長崎県は、急激な需要の高まりを受け、「新型コロナ ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して実施。

介護現場革新の取組について

- 介護現場革新の取組については、①平成30年度に介護現場革新会議における基本方針のとりまとめや生産性向上ガイドラインを作成し、 ②令和元年度は介護現場革新会議の基本方針(※)を踏まえた取組をモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を7自治体で 実施したところ。 ※①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善等。
- 〇 令和2年度以降は、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの開催や、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の 生産性向上に必要と認められる取組に対する支援等を実施し、介護現場の生産性向上の取組について全国に普及・展開を図る。

ŋ

平成

年度

年度

- 介護施設における業務フローの分析・什分け
- 地域の元気高齢者の活躍の場を創出
- ロボット・センサー・ICTの活用

■ 介護業界のイメージ改善

①業務仕分け 質の向上 介護専門設が担う べき業務に重点化 業界イメージ

19月からできった。 9月からできった。

〇業務改善の取組を7つに分類した手順書 職場環境の改善記録・報告様式の工夫 業務の明確化と役割分担 情報共有の工夫

手順書の作成 OJTの仕組みづくり

理念・行動指針の徹底

各地域の実情や地域資源を考慮しながら、当該地域内や他地域での好事例の展開や業界のイメ―ジ改善を実践するとともに、先進的な取組を生産

			~日心体のエな秋仙/	•			
宮城県福島県		神奈川県	三重県	熊本県	横浜市	北九州市	
	協同組合を活用した マネジメントモデル	介護オープンラボ (産学官連携)	Alを活用した ケアプラン点検	介護助手の効果的な 導入方法の検討	介護職が語る言葉 からの魅力発信	外国人介護人材 への支援	介護ロボット・ICTを活用 した介護イノベーション

A

10

介護<u>助</u>手

『道府県等が主体となる介護現場への全国展開パイロット事業の全国展開)

①都道府県等版「介護現場革新会議」の開催

- ○都道府県等と関係団体、有識者などで構成す る会議を開催
- ○地域の課題(人材不足等)を議論し、その解 決に向けた対応方針を策定。

②地域のモデル施設の育成

- ○①の会議において、業務効率化に取組むモデル 施設を選定し、その取組に必要な経費を助成。
- ICT、介護助手 (元気高齢者等) 等を活用し、 業務効率化の取組を実践。



③モデル施設が地域の生産性向上の取組を伝播

- ○②のモデル施設は都道府県等に取組の成果を報告し、 都道府県等は好事例として公表
- 〇モデル施設は、業務効率化に取組む地域の先進モデル <u>として、必要に応じて見学受入れやアドバイス支援等を</u> <u>実施し、地域における生産性向上の取組を牽引する。</u>



コンサル等ボット・ICT 〇モデル施設において、業務コンサルタント等の 第三者を活用したタイムスタディ調査による 業務の課題分析を行った上で、介護ロボット・

介護現場革新の取組における横展開のイメージ ①横展開に係る地域医療介護総合確保基金による支援策

介護現場の生産性向上に係る取組の全国への普及・展開に当たっては、各地域の実情や地域資源が異なることを踏まえると、都道府県等が主体と なって取組むことが重要であることから、令和3年度も地域医療介護総合確保基金のメニュー事業を継続して行う

【地域医療介護総合確保基金のメニュー事業】

①「地域のモデル施設の育成」に係る支援

令和3年度予算案(国費、括弧内は公費) 施設整備分:412億円(618億円) 介護人材分:137億円(206億円)

【業務改善支援事業(人材分)】 ○ 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認め られる取組に要する経費の補助

- 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
- 介護事業所の取組に必要な経費(1/2補助(上限500万円)) 例)業務コンサルタント等によるコンサル経費から介護ロボットやICT(インカム等)の導入費用など

②全国の介護事業所に対する支援

業務分析•業務改善支援

【業務改善支援事業(人材分)(再掲)】

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取組む介護事業所に対するコンサル経費の補助 (1/2補助(上限30万円))

テクノロジーの活用支援

拡充 【介護ロボットの導入支援事業(人材分)】

①補助上限額:1機器あたり上限30万円

②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費

(Wi-Fi工事、インカム) の補助 補助上限額:1事業所あたり上限750万円

※②について、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動 させる情報連携のネットワーク構築経費を対象に追加

※①、②の補助率について、 一定の要件を満たす事業所は 3/4 を下限に都道府県の裁量により設定、それ以外は1/2を

【ICTの導入支援事業(人材分)】

〇補助上限額:事業所規模に応じ て設定(職員10人未満:100万円 ~職員31人以上:260万円)

※補助率について、一定の要件を満た す事業所は、3/4を下限に都道府 県の裁量により設定、それ以外は 1/2を下限に都道府県の裁量によ

【介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー・ICTの導入支援(整備分)】

〇補助上限額:1定員あたり42万円(特養、老健、認知症GH、介護付きホームの例)

介護の魅力発信(人材確保)

- 【業務改善支援事業(人材分)(再掲)】
 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に要する経費の補助
 - 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費 例)介護の魅力をまとめたパンフレットを作成し、関係団体等と連携して学校現場や地域住民に配布

【元気高齢者等参入促進セミナー(人材分)】○ 元気高齢者等をターゲットに、介護分野への感心を持つきっかけとなる(付)ミナーを実施し入門的研修等への誘導や、介護助手等として介護事業所へのマッチングまで一体的に支援。

①都道府県等版「介護現場革新会議」 の開催

②地域のモデル施設の育成



介護現場革新会議

地域のモデル施設 の育成 ンサル等 ロボット・ICT 介護助手

ı

ī

「介護現場革新会議」の具体的役割 ■地域の課題(人材不足等)や資源の把握

■地域の課題の解決に向けた対応方針の策定 業務効率化に関する事業整備

業務効率化に取組むモデル施設の育成

業務効率化の取組の好事例の収集・普及 介護人材の育成

介護業界のイメージ改善等

③モデル施設を通じた 他の介護事業所への取組の伝播



介護現場革新の取組における横展開のイメージ ②施設内での取組に対する支援

施設内での取組 イメージ(案)



【業務改善支援事業(地域医療介護総合確保基金)による支援 (再掲)】

- ① 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取組む介護 事業所に対するコンサル経費の補助(1/2補助(上限30万円))
- ② 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において 介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に要する 経費の補助
 - 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
 - 介護事業所の取組に必要な経費(1/2補助(上限500万円))
 例)業務コンサルタント等によるコンサル経費から介護ロボットやICT(インカム等)の導入費用など
 - ・都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等 に要する必要な経費

トップ層 (経営者層)



経営者層の 意識改革



【全国セミナーの開催①】

- 〇トップセミナー (経営者層)
- ・業務改善に取組む意義から好事例の 紹介等、意識啓発を目的とした講義 セミナー

ミドル層 (介護従事者層)





【全国セミナーの開催②】

- 〇ミドルセミナー(介護従事者層)
- 介護ロボットやICT機器の活用事例の 紹介から体験利用、業務の課題分析や 実行計画の作成等のワークショップ 形式によるセミナー

【ファシリテーター養成の手引きの作成】

○ ファシリテーター(介護現場における 生産性向上の取り組みを支援する者)を 養成するための手引きの作成

令和2年度介護現場革新会議「パイロット事業」各自治体の取組

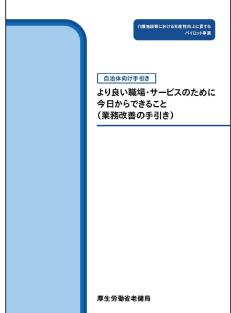
		兵庫県	高知県	大分県
		ロボット・ICTの活用	ノーリフティングケアの推進	介護補助職の活用
	自治体 革新会議	兵庫県介護施設等における 生産性向上推進会議	高知県福祉・介護人材確保推進協議会 パイロット事業推進協議会	おおいた介護人材確保対策・現場革新検討部 会 (協議会)
業務改善	業務 仕分け 介護助手 ロボット ICT	◇ひようごケア・アシスタント: 導入効果の検証37施設 ◇ICTの活用: インカム・シフト自動作成ソフトの導入(1施設) ◇ロボットの実証・解析: 排泄支援への取組(1施設) デジタルとコーマン技術で介護職員の身体負担評価の見える化(機器介助と人力介助とでそれぞれ必要とする筋力の差を比較)	 ◇□ボットの活用: インカム・眠りスキャンの導入 1施設 ◇ICTの実証 2施設 ◇ノーリフティングケアの実証・効果分析 3施設 	◇課題把握シート ◇介護補助職支援:定着率・業務分担の把握 17施設 ◇介護補助職導入 5施設 ◇介護ロボット導入支援事業による機器導入後の 活用効果把握のためのフォローアップ 4施設
人	魅力発信 材確保・育成	◆ひょうごケア・アシスタントの啓発 成果報告会実施:全国フォーラム	◇PR動画 外国人介護人材に対する普及 ◇業務改善アドバイザーの養成 ◇ノーリフティングケアに関する手引きの作成	◇元気高齢者を対象とした「アクティブシニアから だ測定会」事業と連携した介護補助職の確保
	その他		◇ノーリフティングフォーラムの開催	

○ 令和元年度パイロット事業の取組を全国に普及するため、令和2年3月末に、生産性向上に資するガイドラインの「施設・事業所向け手引き」を 改訂するとともに、各都道府県等が介護現場革新の取組を円滑に行えるよう、「自治体向け手引き」を作成したところ。

施設・事業所向け手引き



自治体向け手引き



◆「より良い職場・サービスのために今日からできること (業務改善の手引き)」は、

下記ホームページから閲覧・ダウンロードできます。



https://www.mblw.go.in/etf/chingi2/0000109004_00012.html

介護事業所における生産性向上推進事業

〇 令和3年度予算額(案) 2.3億円

(令和2年度予算額 3 5億円)

- 介護現場における生産性向上を推進するため、
 - ① 平成30年度に介護現場革新会議における基本方針のとりまとめや生産性向上ガイドラインを作成し、
 - ② 令和元年度は介護現場革新会議の基本方針を踏まえた取組(業務の洗い出し・仕分け、元気高齢者の活躍、テクノロジー活用等)をモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を7自治体で実施したところであり、
- こうした介護現場の生産性向上に資する取組を全国に普及する。

事業概要

○ 介護事業所における生産性向上の取組を普及するため、<u>介護現場の生産性向上に関する全国セミナーを開催する。</u>

介護現場の生産性向上に関する取組を全国に普及するため、生産性向上に資するガイドラインの取組内容に関するセミナーをそれぞれの職種の役割に応じて開催する。

- ① トップセミナー(経営者層)
 - 経営者層に対して、業務改善に取組む意義から好事例の紹介等、介護現場の生産性向上への取組の意識啓発を目的とした講義セミナーの実施。
- ② ミドルセミナー(介護従事者層)
 - ・ 介護従事者層に対して、介護ロボットやICT機器の活用事例の紹介から体験利用、業務の課題分析や実行計画の作成 等のワークショップセミナーを行い、業務改善の司令塔となるプロジェクトリーダーの育成を目指す。
- 介護事業所内部におけるファシリテーター(※)の養成研修を行うためのカリキュラム作成、生産性向上の効果測定ツールの作成、生産性向上の見える化の方策の検討を行う。
 - ※ 生産性向上の取組の進め方や手順をデザインし促す「ファシリテーション」を行う者。適切な促しにより、職員の気づきを 喚起し、介護事業所内の個々の職員自らが生産性向上の取組を実践することを目的とする。

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で<mark>「感染症や災害への対応力強化</mark>」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以 上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、 護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。 改定率:+0,70% ※うち、新型コロウウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0,05%(令和3年9月末までの間)

1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

- ■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築
- ○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進
 - ・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応 ・業務継続に向けた取組の強化

2. 地域包括ケアシステムの推進

- ■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要な サービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進
- ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- ・認知症専門ケア加算の訪問サーピスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ
- ・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実 ○看取りへの対応の充実
- ○**医療と介護の連携の推進** ・老健施設の医療ニーズへの対応強化 長期入院患者の介護医療院での受入れ推進
- ○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化
- ・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化
- ○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 事務の効率化による逓減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実
- ○地域の特性に応じたサービスの確保 · 過疎地域等への対応(地方分権提案)

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

- ■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応
- ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
 - 遇改善加算の介護職員間の配分
 - ・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
 - ビス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
- ○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた 業務効率化・業務負担軽減の推進
 - 見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
 - 会議や多職種連携におけるICTの活用
- 特養の併設の場合の兼務等の緩和 ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和
- 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減
 - ・署名・押印の見直し・電磁的記録による保存等・運営規程の掲示の柔軟化

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

- ■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら 科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進
- ○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

 - ・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化 ・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実
- 通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
- ・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化 ・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化
- ○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ・ADL維持等加算の拡充
- ○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進
 - ・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

- ■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る
- ○評価の適正化・重点化
- ・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し ・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し ・炸護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・介護職員処遇改善加算(IV)(V)の廃止 ・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

- ○報酬体系の簡素化
- 月額報酬化(療養通所介護) ・加算の整理統合(リハ、口腔、栄養等)

6 その他の事項

- ・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- 高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額(食費)の見直し
- ・基本報酬の見直し

4. 介護人材の確保・介護現場の革新 (抜粋)

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

(1) 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- 処遇改善加算や特定処遇改善加算の**職場環境等要件**について、職場環境改善の取組を**より実効性が高いものとする観点からの見直し**を行う。
- 特定処遇改善加算について、制度の趣旨は維持しつつより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールにおける 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」について、「より高くすること」と見直す。
- **サービス提供体制強化加算**において、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点から、**より介護福祉士割合や勤続年数の長い** 介護福祉士の割合が高い事業者を評価する新たな区分を設ける。訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護の特定事業所加算、サービス提供 体制強化加算において、勤続年数が一定以上の職員の割合を要件とする新たな区分を設ける。
- ・ **仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備**を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定に おいて、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする。
- ハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求める。

〔2〕テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

- **テクノロジーの活用により介護サービスの質の向上及び業務効率化を推進**していく観点から、実証研究の結果等も踏まえ、以下の見直しを行う。 特養等における見守り機器を導入した場合の**夜勤職員配置加算**について、見守り機器の導入割合の緩和(15%→10%)を行う。見守り機器 100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、基準を緩和(0.9人→0.6人)した新たな区分を設ける。
 - ・見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、特養(従来型)の夜間の人員配置基準を緩和する。 ・職員体制等を要件とする加算(日常生活継続支援加算、入居継続支援加算、サービス提供体制強化加算)において、テクノロジー活用を考慮した要件を導入する。
- 運営基準や加算の要件等における各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- 薬剤師による居宅療養管理指導について、診療報酬の例も踏まえて、情報通信機器を用いた服薬指導を新たに評価する。
- 夜間対応型訪問介護について、定期巡回と同様に、オペレーターの併設施設等の職員や随時訪問の訪問介護員等との**兼務**、複数の事業所間での 通報の受付の集約化、他の訪問介護事業所等への事業の一部委託を可能とする。
- 認知症GHの夜勤職員体制(現行1ユニット1人以上)について、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、 3 ユニットの場合に一定の要件の下、例外的に夜勤 2 人以上の配置を選択することを可能とする。
- 特養等の人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、入所者の処遇や職員の負担に配慮しつつ、従来型とユニット型併設の場合の 介護・看護職員の兼務、小多機と併設する場合の管理者・介護職員の兼務等の見直しを行う。
- 認知症GHの「第三者による外部評価」について、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、 当該仕組みと既存の外部評価によるいずれかから受けることとする。

(3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

- **利用者等への説明・同意**について、**電磁的な対応**を原則認める。**署名・押印を求めないことが可能**であることや代替手段を明示する。
- **諸記録の保存・交付等**について、**電磁的な対応**を原則認める。 \bigcirc
- **運営規程等の重要事項の掲示**について、事業所の掲示だけでなく、**閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能**とする。

4.(2)テクノロジーの活用や人員・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進(その1)

見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和

- テクノロジーの活用により介護サービスの質の向上及び業務効率化を推進していく観点から、実証研究の結果等も踏 まえ、以下の見直しを行う
 - 特養等における見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算について、見守り機器の導入割合の緩和(15% →10%)を行う。見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、 基準を緩和(0.9人→0.6人)した新たな区分を設ける。
 - 見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、特養(従来型) の夜間の人員配置基準を緩和する。
 - 職員体制等を要件とする加算(日常生活継続支援加算、入居継続支援加算、サービス提供体制強化加算)において、 テクノロジー活用を考慮した要件を導入する。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所者生活介護

【見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し】 [告示改正]

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。
- ① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。(現行15%を10%とする。)
- ② 新たに0.6人配置要件を新設する。

	①現行要件の緩和(0.9人配置要件)	②新設要件(0.6人配置要件)
最低基準に加えて配置する人員	0. 9人 (現行維持)	(ユニット型の場合) 0. 6人(新規) (従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併給調整 ① 人員基準緩和を適用する場合0. 8人(新規) ② ①を適用しない場合(利用者数25名以下の場合等) 0. 6人(新規)
見守り機器の入所者に占める導入割合	10% (緩和:見直し前15%→見直し後10%)	100%
その他の要件	安全かつ有効活用するための委員会の設置 (現行維持)	・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること(※)

○ ②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記 の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に 反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の 職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制や ケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した 上で届け出るものとする。

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

4.(2)テクノロジーの活用や人員・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進(その2)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所者生活介護

【見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和】 [告示改正] ※併設型短期入所生活介護(従来型)も同様の改定

介護老人福祉施設(従来型)について、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合における夜間の人員配置基準を緩和す る。

緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないよう配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限 り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上(利用者数 が61人以上の場合は常時2人以上)配置することとする。

(要件)

- ・施設内の全床に見守り機器を導入 していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを 使用していること
- ・安全体制を確保していること(※)

	現り	Ţ	
	利用者数25以下	1人以上	
	利用者数26~60	2 人以上	
	利用者数61~80	3人以上	
配置 人員数	利用者数81~100	4 人以上	
八貝奴	利用者数101以上	4 に、利用者の数が 100を超えて25又はそ の端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上	

	改定後				
→	配置人員数	利用者数25以下	1人以上		
		利用者数26~60	<u>1.6人</u> 以上		
		利用者数61~80	<u>2.4人</u> 以上		
		利用者数81~100	<u>3.2人</u> 以上		
	八貝奴	利用者数101以上	<u>32</u> に、利用者の数が 100を超えて25又はそ の端数を増すごとに <u>08</u> を加えて得た数以上		

○ 見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3か月以上 試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員を はじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会 (具体的要件①) において、安全体制やケアの質の確保、職員 の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものと する。

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

【テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進】 [告示改正]

- 特養の日常生活継続支援加算及び介護付きホームの入居継続支援加算について、テクノロジーを活用した複数の機器(見守り 機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器)を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直し をPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。(現行6:1を7:1とする。)
- (※)見守り機器やICT等導入後、安全体制の確保の具体的な要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、 職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られている ことを確認した上で届け出るものとする。 54

地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

既定経費

- 介護ロボットの普及に向けては、**各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用**し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令 和2年度当初予算で支援内容を拡大したところ。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率 化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行ったところ。 ①介護ロボットの導入補助額の引上げ(移乗支援及び入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円)

 - ②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ(1事業所あたり上限750万円)
 - ③1事業所に対する補助台数の制限(利用者定員の2割まで)の撤廃
 - ④事業主負担を1/2負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し(事業主負担は設定することを条件)
- 令和2年度第3次補正予算においては、いわゆるバッケージの組み合わせ※への支援を拡充及び一定の要件を満たす事業所の補助率の下限を4分の3まで引き上げ、 事業主負担の減額を図る

※見守りセンサー、インカム、介護記録ソフト等の組み合わせ



対象となる介護ロボット

移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用 する介護ロボットが対象

接着型パワーアシスト○非装着型離床アシスト○入浴アシストキャリ (移乗支援) (み発支援) 見守りセンサ











実績(参考)

- 実施都道府県数:45都道府県 (令和2年度)
- 都道府県が認めた介護施設等の 導入計画件数

H27 H28 H29 H30 R1 R2 58 364 505 1,153 1,813 2,574 (注) 令和2年度の数値はR3.1月時点の暫定値 ※1施設で複数の導入計画を作成することが あり得る

-定の要件) 導入計画書において目 標とする人員配置を明 確にした上で、見守りセ ンサーやインカム、介護 記録ソフト等の複数の 機器を導入し、職員の 負担軽減等を図りつつ 人員体制を効率化させ

※令和2年度(当初予算)以降の拡充分は令和5年度までの実施

介護ロボット開発等加速化事業 (介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム)

令和3年度予算(案) 500 492千円 (参考) 令和2年度第3次補正予算:235,843千円 (令和2年度予算 500,492千円)

- 〇 労働力の制約が強まる中、介護現場の業務効率化を進めることは喫緊の課題となっており、テクノロジーの活用を推進しているところ、新型コロナ ウイルス感染症が発生し、「新たな生活様式」が求められている中、見守りセンサーやICT、非装着型の移乗支援などの非接触対応に効果的なテクノ ロジーの導入をより一層強力に進めていく必要がある。
- このため、効率的な人員配置等の政策的課題の解決や企業による介護ロボットの開発促進を目的に、リビングラボが中心となり、開発企業に対し て実証フィールドを提供し、エビデンスデータを蓄積しながら、介護ロボットの開発・普及を加速化する。
- 具体的には、①相談窓口(地域拠点)、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドを整備し、介護ロボットの開発・実証・ 普及のプラットフォームを構築する。

介護施設等

開発企業等

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォ・

①相談窓口(地域拠点)

介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談、開発企業 等からの実証相談へのきめ細かな対応

②リビングラボネットワーク

開発実証のアドバイザリーボード兼先行実証フィールドの役割

③介護現場における実証フィールド - エビデンスデータの蓄積 -

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールド

※リビングラボとは 実際の生活空間を再現し 新しい技術やサービスの 開発を行うなど、介護現場 のニーズを踏まえた介護 ロボットの開発を支援する ための拠点

- <令和2年度第3次補正予算の 拡充内容>
- ○大規模実証に係る必要経費の 拡充
- ○相談窓口機能の拡充 (業務アドバイザー職員の増員、 体験展示の拡充、オンライン相談 の通信環境整備)
- ○相談窓口・リビングラボの増設 (相談窓口11箇所、リビングラボ 6箇所からそれぞれ数箇所程度 の増設)

<感染症対策に資する非接触対応に効果的なテクノロジ―の例>

く見守りセンサート

居室内の利用者の状況(ベッドから離れた場 合や転倒した場合等)をセンサーで感知 →遠方から効率的な見守りが可能になる。



(インカム) > 遠方にいながら職員 間での利用者の状況 の共有が可能になる。



<移乗支援(非装着型)> 利用者の抱え上げを ロボットが代替し、接触 対応が軽減される。



令和3年度介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームに相談窓口・リビングラボー覧(案)

青森県青森市中央3丁目20-30

アドレス : robot@aosyakyo.or.jp

富山県富山市安住町5番21号

アドレス:robot@wel.pref.toyama.jp

新潟県新潟市中央区上所2-2-2

新潟ユニゾンプラザ1F

TEL: (未定)

アドレス(未定)

広島県広島市安佐南区大町東1-18-44

アドレス:jimukyoku@fukushiyogu—hiroshima.jp 予拡 定充 新潟県介護実習・普及七 に発力 福祉機器展示・体験コー

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会 福祉カレッジ 介護実習・普及センター

TEL:017-777-0012

TEL:076-403-6840

TEL:082-877-1079

■拠点相談一覧■

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 北海道介護ロボット普及推進センター

北海道札幌市中央区北6条西16丁目1番地5 ほくたけビル

TEL:070-5608-6877

TEL: 070-3608-3677 アドレス: tani15®hokutakehd.jp 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜総合リハビリテーションセンター 介護ロボット相談窓口

神奈川県横浜市港北区鳥山町1770 TEL: 045-473-0666(代) 問い合わせ先: http://www.yrc-pf.com

徳島県徳島市国府町東高輪字天満356番地1 TEL:088-642-5113 アドレス : presen@kenshokai.group

K 九州介護ロボット開発・実証・普及促進セン・

福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目7-1 総合保健福祉センター1階

TEL:080-2720-2646 アドレス: krobot@aso-education.co.jp

予拡 M ATCエイジレスセンター

大阪府大阪市住之江区南港北2-1-10

TEL:(未定) アドレス: (未定)

(N)

鹿児島県鹿児島市山下町14-50 かごしま県民交流センター 2F

TEL: (未定) アドレス: (未定) 日 社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 日 青森県介護啓発・福祉機器普及センター

岩手県盛岡市本町通3丁目19-1 岩手県福祉総合相談センター3階 TEL:019-625-7490

アドレス · ikrobo@silverz or in

G

愛知県大府市森岡町7-430 TEL: 0562-46-2311

アドレス: rehab@ncgg go.ip

D 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

TEL:048-822-1195 アドレス: kaigosmile@fukushi-saitama.or.jp

兵庫県神戸市西区曙町1070 TEL:078-925-9282 アドレス:robo-shien@assistech.hwc.or.jp

■リビングラボー覧■

Care Tech ZENKOUKAI Lab
(社会福祉法人 善光会 サンタフェ総合研究所)

東京都大田区東糀谷六丁目4番17号 TEL:03-5735-8080

アドレス : sfri@zenkoukai.jp

Puture Care Lab in Japan (SOMPOホールディングス(株)) 東京都品川区東品川4-13-14 グラスキューブ品川10階

TEL:03-5781-5430 問い合わせ先:https://futurecarelab.com/

相リビングラボ 相リビングラボ (国立研究開発法人産業技術総合研究所) 干葉県柏市柏の葉6-2-3 東京大学柏II キャンパス内 社会イノベーション棟 TEL: 029-861-6115 柏リビングラボ

アドレス : M-living-lab-ml@aist.go.jp 国立長寿医療研究センター

国立長寿医療研究センター 健康長寿支援ロボットセンター 愛知県大府市森岡町7-430

TEL:0562-46-2311 アドレス:carrl@ncgg.go.jp

7 東北大学

宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-6 TEL: (未定) アドレス: (未定)

8 吉備高原医療リハビリテーションセンター 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511

TEL: (未定)

愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地98 藤田医科大学病院内 TEL:0562-93-9720

023

7

◆藤田医科大学 ロボティックスマートホーム 活動支援機器研究実証センター

アドレス: contr-sh@fujita-hu.ac.jp **①** スマートライフケア共創工房 (国立学法人 九州工業大学) 福岡県北九州市若松区ひびきの2-5 情報技術 高度化センター TEL:093-603-7738 アドレスslc3lab-technical-

support@brain.kyutech.ac.jp

アドレス(未定)

6. 高齢者虐待の防止等について

(1) 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた的確な検証・分析等

令和2年12月22日に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に 関する法律(平成17年法律第124号。以下「法」という。)に基づく対応状況等 に関する令和元年度の調査結果を公表したところである。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数は 2,267 件、虐待判断件数は 644 件となっており、いずれも過去最多、養護者による虐待については、相談・通報件数は 34,057 件で過去最多、虐待判断件数は 16,928 件で前年度からは微減したものの、高止まりの傾向が続いている。

当該調査結果については、各都道府県に対し、都道府県・管内市町村の確定データを提供しているが、虐待の増加要因等について分析が不十分である都道府県・市町村もあり、当該データの活用により、傾向や特徴や取組状況等を検証・分析し、地域の実情に応じた虐待の未然防止策を講じることが重要である。

また、事実確認を行っていない事例が多く報告されているが、法第9条第1項及び第24条において、市町村等は高齢者虐待に係る通報等を受けたときには、速やかに事実確認を行うこととされていることから、高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断するために必要な情報を収集するとともに、警察0Bや専門職を積極的に活用し、迅速かつ適切な事実確認・対応をお願いする。

さらに、LGBT のような性的指向・性自認を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いする。

とりわけ、養介護施設従事者等による虐待においては、介護保険法・老人福祉 法上の指導監督権限を有する都道府県と虐待対応を行う市町村との間で、十分 情報共有・連携を図ることが重要であり、介護施設等への改善指導(勧告)に対 する改善計画(取組)については、適宜、モニタリングを行うとともに、再発防 止に向けた改善取組を評価することが不可欠である。

なお、令和3年4月1日より、指定居宅サービス等の事業、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)が施行され、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられるので(3年の経過措置あり)、介護サービス事業者への指導、市町村への周知徹底、助言等への対応をお願いする。

死亡事案については、事前に相談・通報がなく、事案の発生を警察発表や報道等で事後に把握した場合に特段の対応を行っていない自治体もあることから、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無や緊急性を判断するとともに、事後検証を実施し、再発防止等に向けた取組を検討・実施するよう、これまでもお願いしているところである。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、都道府県と市町村が緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応に努めていただくようお願いする。

(2) 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの財産上の不当取引(※)による高齢者の被害については、市町村において、法第27条の規定に基づき、相談に応じ、消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介するなど、適切な対応が図られているところであり、都道府県には平成27年に通知を発出し、必要に応じて消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)等を有効活用し、関係部署・機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところである。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、引き続き適切な支援・助言や注意喚起をお願いする。

(※) 財産上の不当取引:養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的と高齢者と行う取引

(3) 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業は、令和3年度に当該事業の補助対象として、死亡等重篤事案等の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証し、再発・未然防止策の検討を行うための会議の設置に関する事業(市町村が同様の会議を設置する場合に都道府県が専門職をアドバイザーとして派遣する事業を含む)を新たに追加するので、市町村・都道府県における虐待の再発防止・未然防止策に反映していただくようお願いする。

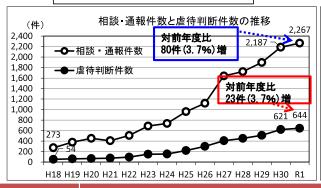
また、令和2年度に都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議の設置を補助対象として追加し、養介護施設従事者等による虐待における連絡・対応体制の構築や個別の虐待事案に関する定期的な情報共有などについて、より一層の都道府県と市町村の連携強化を図っていただきたいので、今後の活用をお願いする。

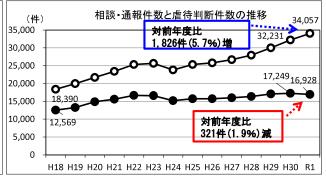
さらに、養護者による虐待に関しては、虐待につながる可能性があるものの、 市町村での対応が難しい事例において、市町村・介護支援専門員等と連携の下、 弁護士・社会福祉士・医師等の専門職の派遣(いわゆるアウトリーチ)に係る費 用についても、当該事業で対象としているので、本事業についても活用いただき、 管内市町村への更なる支援をお願いする。

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要(令和元年度)

養介護施設従事者等による虐待

養護者(家族等)による虐待





1110 111:	5 1120 1121 1122 1123 1124 1123 1120 1127 1126 1123 1130 KI	1110 1113 1120 1121 1122 1123 1124 1123 1120 1127 1120 1123 1130 111		
	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待		
被虐待者	男性316人(29.8%) 女性741人(69.9%) 不明3人(0.3%)	男性4,315人(24.8%) 女性13,111人(75.2%) 不明1名(0.0%)		
虐待者	男性 52.3% 女性 43.2% (参考)介護従事者男性割合 20.5%	息子 40.2% 夫 21.3% 娘17.8%		
相談•通報者	当該施設職員が23.8%で最多	介護支援専門員が27.5%で最多		
相談・通報受 理からの期間 (中央値)	事実確認開始まで7日 虐待判断まで36日	事実確認開始まで0日 虐待判断まで2日		
主な発生 要因	教育・知識・介護技術等に関する問題 56.8% 職員のストレスや感情コントロールの問題 26.4%	虐待者の性格や人格に基づく言動 54.2% 被虐待者の認知症の症状 53.4% 虐待者の介護疲れ・介護ストレス 48.3%		
虐待種別 (複数回答)	身体的虐待 60.1% 心理的虐待 29.2% 介護等放棄 20.0% 性的虐待 5.4% 経済的虐待 3.9%	身体的虐待 67.1% 心理的虐待 39.4% 介護等放棄 19.6% 経済的虐待 17.2% 性的虐待 0.3%		
その他	《主な施設種別》 特別養護老人ホーム 29.5% 有料老人ホーム 27.6% グループホーム 14.8% 介護老人保健施設 11.2% 《虐待等による死亡事例》 4件 4人(対前年度比 3件 3人減)	《虐待等による死亡事例》 15件 15人(対前年度比 6件 6人減)		

高齢者権利擁護等推進事業 (介護保険事業費補助金)

令和3年度予算 139,306千円 (令和2年度予算 139,306千円)

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

■補助率 ■事業主体 都道府県 1/2

■補助対象経費:高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入 費、負担金

対象事業

介護施設・サービス事業者への支援

※赤字は令和3年度メニュー追加予定事項

①身体拘束ゼロ作戦推進会議

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

②権利擁護推進員養成研修

施設長など介護施設内において指導的立場にある者を対象に、職員のストレス対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得 等に関する研修

③看護職員研修

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必 要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

2 市町村への支援

①権利擁護相談窓口の設置

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、成年後見制度の手続支援、 養護者からの相談を受け関係機関につなぐ支援等高齢者等に対 する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置 ②市町村職員等の対応力強化研修

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

(1) 日本の表現では、日本ので 制の構築などのため、連携強化を図る

の事案の検証、対応の評価を行い、 再発・未然防止策を検討するための会議を設置や弁護士や社会福祉士など **遣する事業を実施し、市町村・都道府県の再発防止・未然防止を図る**

- ク構築等支援

高齢者虐待防止に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴う居室確保等に係る広域調整等

地域住民への普及啓発・養護者への支援

①地域住民向けのシンポジウム等の開催

高齢者虐待防止法の普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

②地域住民向けリーフレット等の作成

高齢者虐待防止法の通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成、地域連携体制マニュアル等の作成

③養護者による虐待等につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣(アウトリーチ)

養護者による虐待等 こつながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門 真等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で<mark>「感染症や災害への対応力強化</mark>」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以 上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介** 護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

改定率: + 0. 70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末までの間)

1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

- ■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築
- ○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進
 - ・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

地域包括ケアシステムの推進

- ■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要な - ビスが切れ目なく提供されるよう取組を推進
- ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- ・認知症専門ケア加算の訪問サーピスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ
- ○看取りへの対応の充実 ・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実
- ○医療と介護の連携の推進 ・老健施設の医療ニーズへの対応強化 ・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進
- ○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化
- ・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化
- ○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
 - 事務の効率化による逓減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実
- ○地域の特性に応じたサービスの確保 ・過疎地域等への対応(地方分権提案)

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

- ■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応
- ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
- ・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルー ・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
- ビス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
- ・人員配置基準における両立支援への配慮・ハラスメント対策の強 ・アクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた
- 業務効率化・業務負担軽減の推進
 - 見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
- ・会議や多職種連携におけるICTの活用
- 特養の併設の場合の兼務等の緩和・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和
- ○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減
- **の推進** ・署名・押印の見直し ・電磁的記録による保存等 ・運営規程の掲示の柔軟化

3.自立支援・重度化防止の取組の推進

- ■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、 科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進
- ○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- ・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化 ・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの
- ・退院退所直後のリハの充実
- ・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
- ・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化
- ○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ADL維持等加算の拡充
- ○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進
 - ・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

- ■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る
- ○評価の適正化・重点化
- ・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し ・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し ・居宅寮養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し ・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・介護職員処遇改善加算(IV)(V)の廃止 ・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアブランの検証

- ○報酬体系の簡素化
- ・月額報酬化(療養通所介護)・加算の整理統合(リハ、口腔、栄養等)

6 その他の事項

- ・高齢者虐待防止の推進・基準費用額(食費)の見直し
- ・基本報酬の見直し

運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の 発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること を義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従 業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」 を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催す るとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日:令和3年4月1日(施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける)

7. 介護サービス相談員制度の推進について

介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境である一方、閉鎖的な空間でもあり、 身体拘束等の虐待事案が発見・通報されにくい可能性がある。

風通しの良い環境を作り出すためには、介護施設等の施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的である。

具体的には、介護保険の地域支援事業の任意事業である介護サービス相談員派遣等事業(※)の実施が考えられるが、介護サービス相談員を育成するための研修費用が受講者や自治体等の負担となっていることなどにより、実施市町村は3割程度に留まっているのが現状である。

また、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅では、外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりがちであるとともに、介護保険法や老人福祉法に基づく指導監督の権限が弱く、近年、死亡事案等重篤事案が発生している。

そのため、令和2年度に介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等でのサービスの質を向上させる観点から、下記のように介護サービス相談員制度の充実を図ったところである。。

都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村への事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金(介護従事者分)における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費費用等のメニューの対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いする。

(※)介護サービス相談員派遣等事業:地域で活躍する市民ボランティア(介護相談員)が介護 サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護 サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険 者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消 を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

【令和2年度主な改正内容】

(1)派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加 これまで介護保険法上の施設・事業所のみを派遣先の対象としていたが、食事 提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活相談サービス 等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を追加。

特に外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりが ちであるとともに、介護保険法や老人福祉法に基づく指導監督の権限が弱い住宅 型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での介護相談員の受入を促進。

(2)「介護サービス相談員」への改称

『介護』保険サービスを提供する施設・事業所だけでなく、介護保険外の様々な『サービス』を提供する施設等にまで広く対象拡大するため、「介護相談員」から「介護サービス相談員」に改称。

(3) 利用者目線の明確化

介護サービス相談員は利用者の日常的な不平・不満等を改善することを目指す ものであるものの、規定上は「サービスの質の向上」のみとなっていたため、「利 用者の自立した日常生活の実現」を追記。

(4) 介護サービス相談員に係る研修の整理・充実

介護サービス相談員の質の確保や量的拡大の観点から、研修実施主体によって研修内容・時間にバラツキのあった介護サービス相談員に係る研修を2種類に整理し、通常の研修の他、0JTにより実務経験を積むことを要件に研修時間を軽減する制度を創設するとともに、各研修の標準的な研修カリキュラムの内容・時間数を提示。また、定期的な更新研修の実施を促進。

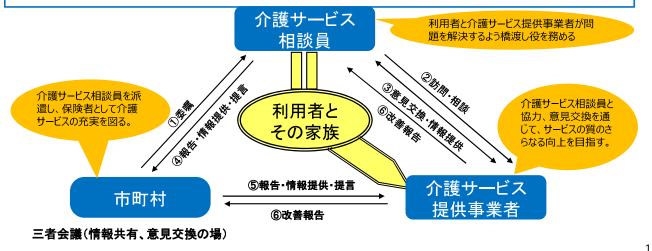
- (5)介護サービス相談員に係る研修費用への助成 地域医療介護総合確保基金(介護従事者分)において、各研修の研修費用への 助成をメニュー化。
- (6)保険者機能強化推進交付金による後押し 保険者機能強化推進交付金において、介護サービス相談員制度を導入する市町 村を評価。

介護サービス相談員派遣等事業の概要

- 市町村に登録された介護サービス相談員 (※) が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組
 - (※) 事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者(市町村が委嘱)
- 介護保険制度における位置付け
 - ・地域支援事業の任意事業(介護サービスの質の向上に資する事業)として実施(国の負担割合:38.5%)
 - ・介護サービス提供事業者は、市町村が実施する本事業に協力するよう努める義務(努力義務)を規定

介護サービス提供事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第34条第2項 ほか】



介護サービス相談員制度の主な改正内容(令和2年度)

(1)派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加

、これまで介護保険法上の施設・事業所のみを派遣先の対象としていたが、食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を追加。

特に外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりがちであるとともに、介護保険法に基づく保険サービスの対象 外である住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を利用する高齢者の生活の質が守られるよう、介護相談員の受入を促進。

(2) 「介護サービス相談員」への改称

『介護』保険サービスを提供する施設・事業所だけでなく、介護保険外の様々な『サービス』を提供する施設等にまで広く対象拡大するため、「介護相談員」から「介護サービス相談員」に改称。

(3) 利用者目線の明確化

介護サービス相談員は利用者の日常的な不平・不満等を改善することを目指すものであるものの、規定上は「サービスの質の向上」のみとなっていたため、「利用者の自立した日常生活の実現」を追記。

(4) 介護相談員に係る研修の整理・充実

介護サービス相談員の質の確保や量的拡大の観点から、研修実施主体によって研修内容・時間にバラツキのあった介護相談員に係る研修を2種類に整理し、通常の研修の他、OJTにより実務経験を積むことを要件に研修時間を軽減する制度を創設するとともに、各研修の標準的な研修カリキュラムの内容・時間数を提示。また、定期的な更新研修の実施を促進。

	介護サービス相談員研修	介護サービス相談員補研修	※令和2年
研修時間	40時間以上	12時間以上	研修修了記録員とみなる
単独訪問	可	不可 ※介護サービス相談員の同行が必要	200000

※令和2年5月31日時点での 研修修了者は介護サービス相 談員とみなす。

(5)介護サービス相談員に係る研修費用への助成

地域医療介護総合確保基金(介護従事者分)において、各研修の研修費用への助成をメニュー化。

(6)保険者機能強化推進交付金による後押し

保険者機能強化推進交付金において、介護サービス相談員制度を導入する市町村を評価。

介護サービス相談員育成に係る研修支援事業

(地域医療介護総合確保基金(介護事業者確保分)の事業メニューの追加)

○ 介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護サービス相談員を育成するための研修費用について助成し、都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成しやすい環境を整備する。

[助成対象主体 ●都道府県

[助成対象主体] [助成対象研修]

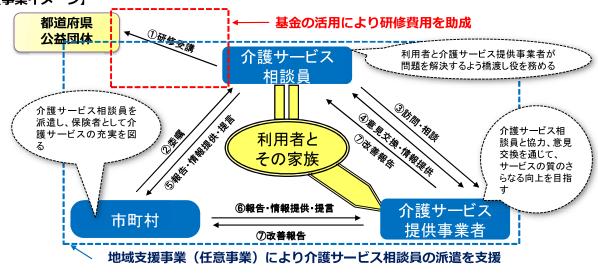
新任研修(新規受講)●更新研修(登録後毎年受講)

● 新江研修 (新規支講) ● 更新研修 (豆豉復母年)● 主任研修 (一定期間活動後、指導的立場の者)

[助成対象経費]

- ●自治体が実施する研修費用(会場使用料等)
- ●公益団体が実施する研修費用(旅費・受講料等)

【事業イメージ】



2020年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村分)

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等

	指 標	配点	留意点	報告様式への記載事 項・提出資料 (予定)	時 点	交付 金区 分
3	地域支援事業 における介護 相談員派遣等 事業を実施し ているか	15点	介護相談員が担当する事業所等を概ね1~2週間に1回程度訪問し、介護サービスの利用者と事業者との間の橋渡し役となって、利用者の疑問や不満、心配事等に対応しサービス改善の途を探るための具体的な活動内容があるものが対象	介護相談員が担当する 事業所等を概ね1~2 週間に1回程度訪問し、 介護サービスの利用者と 事業者との間の橋渡し 役となって、利用者の疑 問や不満、心配事等に 対応しサービス改善の途 を探るための具体的な 活動内容があるものが 対象	2019年度 又は2020 年度(予 定)の取 組が対象	推進

市町村数 329 割合 18.9% 平均点 2.83点 3

8. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具については、平成30年度介護報酬改定等により、利用者の適切な福祉用具選定に資するよう、

- ・ 国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公 表するとともに、商品ごとに貸与価格の上限(全国平均貸与価格+1標準偏 差)を設定
- 福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、 当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異な る複数の商品を利用者に提示

する等の取組を実施しているところである。

福祉用具貸与の上限設定については、施行後の実態を踏まえつつ、概ね1年に1度の頻度で見直すこととしていたが、毎年度見直しても十分な適正化効果が得られない一方、事業所の事務負担が大きいことから、他サービスと同様、「3年に1度の頻度」で見直すこととし、令和3年4月貸与分から適用することとしている。

各都道府県におかれては、下記を含めて管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくとともに、必要に応じて介護保険法に基づく実地指導・監査を行っていただくようお願いする。

① 介護給付費明細書への商品コードの記載

全国平均貸与価格等の公表に伴い、福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」(平成29年10月19日老高発1019第1号・老老発1019第1号)等でお知らせしているとおり、介護給付費明細書にTAISコード又は福祉用具届出コード(以下「商品コード」という。)を記載いただくこととしている。

商品ごとに貸与価格の情報を把握するためには、商品コードを誤りなく正確に 記載いただくことが必要であることから、各保険者においても、適切な介護給付 費請求の観点から、必要に応じて記載内容を福祉用具貸与事業者に照会するなど 確認を行っていただくことが重要である。

また、実際の商品コードについては、公益財団テクノエイド協会が付与・公表を行っており、商品コード一覧は毎月当法人のホームページで更新されているので、福祉用具貸与事業者においては、確認いただくようお願いする。

各都道府県におかれては、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等に対し、これらの内容について周知徹底いただくようお願いする。

<商品コード一覧(公益財団法人テクノエイド協会ホームページ)> http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml

② 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」(平成30年3月22日老高発0332第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を令和2年6月12日に改正し、見

直し頻度を3年に1度に改め、令和2年10月30日に令和3年4月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表を行ったところである。

厚生労働省のホームページで全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧を公表 しているので、福祉用具貸与事業者においては、随時本内容を確認いただくよう お願いする。

なお、次期見直しに向けて、継続的に貸与価格の実態や経営への影響等について調査を実施し、必要な検討を行っていくこととしているので、あらかじめ御了知いただきたい。

<全国平均貸与価格・貸与価格の上限(厚生労働省ホームページ)> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html

(2)介護保険における福祉用具の貸与・販売種目の在り方について

介護保険の福祉用具については、令和2年11月2日の財政制度等審議会における指摘や、社会保障審議会介護給付費分科会における令和3年度介護報酬改定の議論も踏まえ、今後、福祉用具の利用実態を把握しながら、貸与・販売種目の在り方について検討を進めていくので、予め御了知願いたい。

(3) 介護保険における福祉用具の評価・検討基準の見直しについて

介護保険における福祉用具の対象種目については、専門的な知見に基づいた検討を行う必要があり、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」(7要件)に基づいて、種目・種類の拡充の検討を行っている。

近年、通信機能等の複合機能を搭載した新たな福祉用具が開発されており、テクノロジーが普及する現状を踏まえた福祉用具の考え方を改めて整理するため、令和2年7月から10月にかけて本検討会を開催し、介護保険の福祉用具貸与における具体的かつ明確な評価・検討基準を再整理したところ。

今後は、再整理した評価・検討基準に基づき、少なくとも年1回、本検討会を 開催することとしているので、予め御了知願いたい。

(4) ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について

ハンドル形電動車椅子については、使用中の死亡・重傷事故が発生していることを踏まえ、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について(通知)」(平成29年3月31日老高発0331第3号)において、その使用に当たっての具体的な留意事項等について通知したところである。

そのほか、ハンドル形電動車椅子が適正かつ安全に利用されるよう、リスク低減策に関する研究事業の実施や電動車椅子の使い方手引き等の周知に努めてきたところである。

令和2年度においては、老人保健健康増進等事業を活用し、ハンドル形電動車 椅子の利用安全講習会の開催や、福祉用具専門相談員が利用者に対してハンドル 形電動車椅子を貸与する際の留意事項等をまとめた安全利用に関する指導手順 書の作成等を行っているところであり、これらの事業成果について情報提供する 予定である。 引き続き、同通知について今一度徹底をお願いするとともに、各都道府県におかれては、福祉用具貸与事業所・福祉用具専門相談員によるハンドル形電動車椅子の貸与可否の判断、貸与にあたっての使用方法の指導・使用上の留意事項の説明等に対する支援を行うよう、管内の保険者等への周知をお願いしたい。

- <ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策に関する研究事業> (一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会ホームページ) http://www.jaspa.gr.jp/?p=1756
- <福祉用具シリーズ Vol.13 (電動三輪車四輪車使い方手引き)> (公益財団法人テクノエイド協会ホームページ) http://www.techno-aids.or.jp/research_report.html
- <福祉用具ヒヤリ・ハット情報> (公益財団法人テクノエイド協会ホームページ) http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/
- <電動車いす安全利用の手引き・電動車いす安全運転のすすめ(動画)> (電動車いす安全普及協会ホームページ) http://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html

(5) 住宅改修について

介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。また、福祉用具の利用と組み合わせることで、自立支援に向けてより効果的な支援を行うことができるケースもあり、利用者の居住環境整備のために重要な制度である。

平成30年度には、住宅改修の内容や価格を保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式例(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を示したほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、各都道府県におかれては、管内の保険者等に周知いただくとともに、適切な実施についてお願いする。

(6) 保険者機能強化推進交付金に係る評価指標(福祉用具・住宅改修)について

保険者機能強化推進交付金は、介護保険法第 122 条の 3 に規定する交付金として、平成 30 年度より実施しており、福祉用具・住宅改修に関しても、リハビリテーション専門職、建築専門職の関与した適切な利用を推進するため、評価指標を設けているところである。しかし、その平均得点は他の指標と比べて低く(福祉用具:15点満点中4.7点、住宅改修:15点満点中5.6点)、専門職の関与が進んでいない状況が明らかになっている。このため、各都道府県におかれては、管内の保険者に対し、専門職の関与による利点(利用者の身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具・住宅改修の内容の整合性がとれているか確認することが可能であること、住宅改修においては施行水準(工事内容・価格、不要な工事の防止等)が担保されること、利用者の状態像と合致しない福祉用具・住宅改修に

係る給付を削減することができ、介護給付費の適正化につながること等)を周知するとともに、専門職の派遣・紹介等を行うことにより、その取組の支援をお願いしたい。

令和3年度からの全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定について

- 福祉用具については、平成30年10月から商品ごとに全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限 設定(全国平均貸与価格+1標準偏差)を実施し、貸与価格の適正化を図ってきたところ。
- 施行当初は、施行後の実態を踏まえつつ、概ね1年に1度の頻度で見直すこととされたが、今年 6月に開催した第177回介護給付費分科会において、事業所負担が大きいこと等から、令和3年度 以降は3年に1度の頻度で見直すこととした(新商品は3か月に1度の頻度(変更なし))。
- 今後の見直しに向けたスケジュールについては、事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、令和2年10月中に公表し、令和3年度以降においても上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行うとともに、平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出するものとする。

<これまでの公表実績>

公表時期	公表商品数	適用時期	備考
①平成30年7月	2,807	平成30年10月	
②平成31年4月	419(新商品)	平成31年10月	初回公表2,807商品及び新商品 419商品につき、消費税増税分を 反映の上、公表。
③令和元年7月	77 (新商品)	令和2年1月	概ね3ヶ月に1度、新商品に係
④令和元年10月	84 (新商品)	令和2年4月	る全国平均貸与価格・貸与価格 の上限を公表
⑤令和2年1月	64 (新商品)	令和2年7月	の上版を五衣
⑥令和2年5月	70 (新商品)	令和 2 年10月	
⑦令和2年7月	61 (新商品)	令和3年1月	
⑧令和 2 年10月	3,449	令和3年4月	見直し頻度を3年に1度に変更
9令和3月1月	52(新商品)	令和3年7月	新商品は従前のとおり公表

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の介護給付費明細書の記載

介護給付費等の記載要領について (抜粋) (平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知)

- 介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付しているTAISコード (※1)又は福祉用具届出コード(※2)のいずれかを記載することとしている。
- 詳細な記入要領は以下のとおり。

福祉用具貸与における記載要領

- いずれのコードについても、企業コード(5桁)及び商品コード(6桁)(半角英数字)を左詰で記載する こと(英字は大文字で記載すること。)。その際に企業コードと商品コードの間は「-」(半角)でつなぐこと。
- 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細書の行を分けて記載すること。

給付	サービス内容	サービスコード			单	单位类	Ţ	п	数	サービス単位数					公費》	公費対象単位数			摘要			
費明	手すり貸与	1	7	1	0	0	7				3	1		-	3	0	0					00000-111111
細欄	手すり貸与	1	7	1	0	0	7				3	1		-	3	0	0					00000-111111

○ 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給仕	サービス内容	サービスコード	単位数 回	サービス単位数	公費分 回数 公費対象単位数	摘要
費明	特殊寝台貸与	1 7 1 0 0 3	3	9 0 0		00000-222222
細欄	特殊寝台 付属品貸与	1 7 1 0 0 4	3	1 0 0		00000-Z33333

請求情報は、給付費 支給のほか、次回以降 の全国平均貸与価 格・貸与価格の上限 算定の根拠となる。

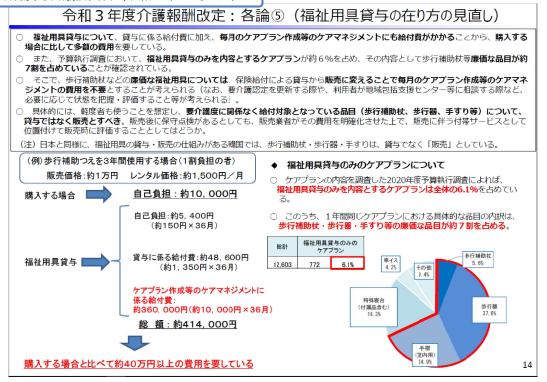
→定義に基づく 正確な記載が必要。

- (※1) TAISコード: 公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用する福祉用具情報システム(TAIS)上の管理コード。 (参考) 福祉用具情報システム(TAIS) http://www.techno-aids.or.jp/system/
- (※2) 福祉用具届出コード: TAISコードを取得していない商品について、厚生労働省委託事業により付与されるコード。

福祉用具の貸与・販売種目の在り方

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討を進める。

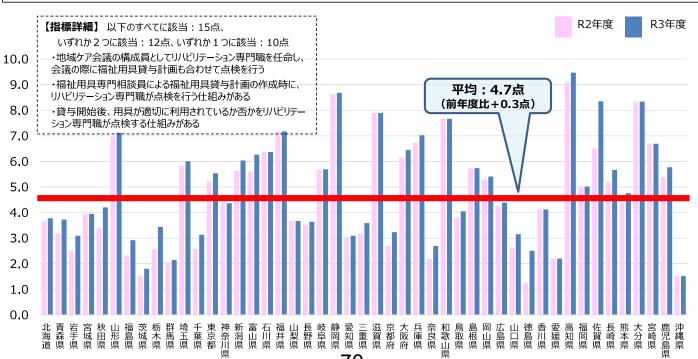
財政制度等審議会資料(令和2年11月2日)



保険者機能強化推進交付金に係る評価結果(市町村分・福祉用具・前年度比)

○ 保険者機能強化推進交付金に係る評価について、令和2年度と3年度のⅢ(1)⑤「福祉用具の利用に関レリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか」の都道府県別市町村得点をみると、以下のとおりであった。

	令	和2年度			令	和3年度	
上位3県	高知県9.1点	静岡県8.6点	大分県8.3点	上位3県	高知県9.5点	静岡県8.7点	佐賀県8.4点
下位3県	徳島県1.3点	沖縄県1.5点	茨城県1 5点	下位3県	沖縄県1.5点	茨城県1.8点	群馬県2.1点

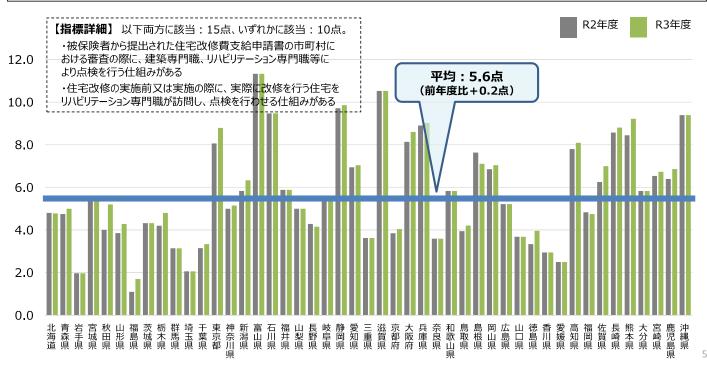


_

保険者機能強化推進交付金に係る評価結果(市町村分・住宅改修・前年度比)

○ 保険者機能強化推進交付金に係る評価について、令和2年度と3年度のⅢ(1)⑥「住宅改修の利用に際して、 建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか」の都道府県別市町村得点をみると、 以下のとおりであった。

令和2年度					令和3年度			
上位3県	富山県11 3点	滋賀県10.5点	静岡県9.7点		上位3県	富山県11 3点	滋賀県10.5点	静岡県9.9点
下位3県	福島県1.1点	岩手県2.0点	埼玉県2.1点		下位3県	福島県1.7点	岩手県2.0点	埼玉県2. 1点



9. 養護老人ホーム・軽費老人ホーム等について

(1)養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進

(運用全般について)

今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれる。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する受け皿として、措置施設である養護老人ホームや無料又は低額な料金で入所が可能な軽費老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えている。

養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知している。各自治体においては、①入所措置すべき者の適切な把握、②所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用、③柔軟な入所判定委員会の開催など、必要な者に対する措置制度の適切な活用をお願いしたい。

(運営費について)

養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、運営費及び30人以上の定員の施設に係る整備費が一般財源化されており、その役割を適切に果たしていくためには、地方財政による継続的な支援が不可欠であることから、単価の引上げや加算の充実について、各自治体においては、福祉担当部局と財政担当部局との密な連携をお願いしたい。

併せて、令和元年 10 月の消費税率の引上げに係る地方財政措置の対応については、地方交付税において措置されていることを踏まえ、各自治体においては、福祉担当部局と財政担当部局との密接な連携を図りつつ、「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」について、適切な改定をお願いしたい。(令和元年 9 月 6 日付事務連絡「消費税率の引上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取扱いについて」参照)

(2)養護老人ホームにおける契約入所及び公益的な取組について

養護老人ホームへの入所については、令和元年7月に、居住に課題を抱える者を対象として、空床を活用し収容の余力がある場合に限り、定員の20パーセントの範囲内で契約による入所が可能である旨を改めて周知したところである。

また、社会福祉法では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化されており、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、「地域における公益的な取組」の促進をお願いしたところである。

養護老人ホームにおける契約入所や地域における公益的な取組について、効果的かつ円滑に実施可能となるよう、御配慮いただきたい。

(3)養護老人ホームにおける身元保証について

養護老人ホームについては、老人福祉法第20条第2項において、「入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない」とされており、介護保険施設と同様に*、身元保証人等がいないことは、拒否する正当な理由には該当しないので、改めて、御了知いただきたい。

また、同様に、市区町村における老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入 所の措置についても、身元保証人等がいないことを理由に措置を行わないこと は不適当であるので、改めて、御了知いただきたい。

〇老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)(抄)

(措置の受託義務)

- 第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入 所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がな い限り、これを拒んではならない。
- 2 <u>養護老人ホーム</u>及び特別養護老人ホーム<u>の設置者は、第十一条の規定による入所の委託</u> <u>を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない</u>。
- ※「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」(平成30年8月30日老高発0830第1号・老振発0830第2号)

(4)地域共生社会における養護老人ホーム及び軽費老人ホームについて

令和2年度老人保健健康増進等事業で「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」(実施主体:公益社団法人 全国老人福祉施設協議会)を実施しており、当該事業を通じて、地域共生社会の実現に向けた取組に関する手引き(養護老人ホーム編、軽費老人ホーム・ケアハウス編)を作成し、全都道府県・市町村に配布される予定であるので、改めて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの役割等を御理解の上、地域共生社会における養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組を推進していただきたい。

(5) 令和3年度介護報酬改定を踏まえた養護老人ホーム・軽費老人ホームの見直し 事項について

令和3年度介護報酬改定を踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて、以下の事項の見直しを行うので、御了知願いたい。

なお、詳細については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に

関する基準等の一部を改正する省令」(令和3年厚生労働省令第9号)第7条、 第12条等を御確認いただきたい。

感染症や災害への対応力強化

- 〇日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進
 - ・感染症対策の強化
 - ・業務継続に向けた取組の強化
 - ・災害への地域と連携した対応の強化

地域包括ケアシステムの推進

- ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進
 - ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

介護人材の確保・介護現場の革新

- ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
 - ・ハラスメント対策の強化
- ○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進
 - ・署名・押印の見直し
 - ・電磁的記録による保存等
 - 運営規程の掲示の柔軟化

その他の事項

- ・リスクマネジメントの強化 ※減算はなし
- 高齢者虐待防止の推進

(6) 特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業の推進について

「福祉サービス第三者評価事業」の推進については、これまでも、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の受審率の引上げを目指すため、「前年度以上の受審率」の目標を掲げるとともに、管内の介護施設等に対して本事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきたところである。

一方で、国民のより質の高い介護サービスの選択を支援するなどの観点から、 規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)において、

- ・受審促進に向けた数値目標の設定
- ・受審に係るインセンティブの強化
- ・第三者評価の利用者選択情報としての位置づけ強化

等について、取り組むべきことが指摘されたことを踏まえ、平成30年3月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」等の改正を行うとともに、介護サービス情報公表システムにおいて、事業者の同意に基づき、「総評」や「第三者評価結果に対する事業者のコメント」といった評価結果を掲載するためのシステム改修を行ったところである。

社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされていることから、サービスの質の向上に結びつけるためにも、管内社会福祉施設等に対し、積極的な受審を促していただきたい。

〇施設・サービス別の受審数・受審率と累計

主な施設・サービス種別	令和元年度 受審数	全国施設数 ※	受審率	令和元年度迄の 累計受審数
特別養護老人ホーム	504	7, 891	6. 39%	6, 869
養護老人ホーム	36	959	3. 75%	617
軽費老人ホーム	39	2, 302	1. 69%	497
訪問介護	73	35, 311	0. 21%	1, 279
通所介護	176	23, 597	0. 75%	3, 181
小規模多機能居宅介護	52	5, 342	0. 97%	963
認知症対応型共同生活介護	468	13, 346	3. 51%	5, 628

[※] 全国施設数は、「平成 29 年社会福祉施設等調査報告」(平成 29 年 10 月 1 日現在)、「平成 29 年介護サービス施設・事業所調査」(平成 29 年 10 月 1 日現在)

令和3年度介護報酬改定を踏まえた養護老人ホーム・軽費老人ホームの見直し事項

令和3年度介護報酬改定を踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて、 以下の事項の見直しを行う。

感染症や災害への対応力強化

- ○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進
 - ・感染症対策の強化
 - ・業務継続に向けた取組の強化
 - ・災害への地域と連携した対応の強化

地域包括ケアシステムの推進

- ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進
 - ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

介護人材の確保・介護現場の革新

- ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
 - ・ハラスメント対策の強化
- ○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進
 - ・署名・押印の見直し
 - ・電磁的記録による保存等
 - ・運営規程の掲示の柔軟化

その他の事項

- ・リスクマネジメントの<u>強化</u> ※減算はなし
- ・高齢者虐待防止の推進

参考

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で<mark>「感染症や災害への対応力強化</mark>」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以 上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、**「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介** 護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

- ■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要な サービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進
- ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- 認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ ・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実 ○看取りへの対応の充実
- ○医療と介護の連携の推進 ・老健施設の医療ニーズへの対応強化 ・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進
- ○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化
- ・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化
- ○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- ・事務の効率化による逓減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実
- ○地域の特性に応じたサービスの確保 ・過疎地域等への対応(地方分権提案)

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

- ■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応
- ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
- 処遇改善加算の介護職員間の配分ル 職員の離職防止・定着に資する取組の推進
- ・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い<u>職場の評価の充実</u> ・人員配置基準における両立支援への配慮<u>・ハラスメント対策の強化</u>
- ○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた 業務効率化・業務負担軽減の推進

 - ・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和 ・会議や多職種連携におけるICTの活用 ・特養の併設の場合の兼務等の緩和・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

- ■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら 科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進
- ○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- ・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化 ・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実
- ・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
- ・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
- ○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進 ・ADL維持等加算の拡充
- ○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進
 - ・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

- ■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る
- ○評価の適正化・重点化
- ・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し 訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
- と別なれるとよれない。 長期間利用の介護予防リハの評価の見直し、日宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し ・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し、介護職員処遇改善加算(IV)(V)の廃止 ・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
- ○報酬体系の簡素化
 - ・月額報酬化(療養通所介護)・加算の整理統合(リハ、口腔、栄養等)

6. その他の事項

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化 ・高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額(食費) ・基準費用額(食費)の見直し

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進(その1)

感染症対策の強化 【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を 義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

(※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

■ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。【省令改正】 (※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

***** ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それら を踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

・ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは(自然災害BCPとの違い)
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等(入所系・通所系・訪問系)



掲載場所: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo koureisha/taisakumatome 13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

■ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者(通所系、短期入所系、特定、施設系)を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

参考

2. (1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進(その2)

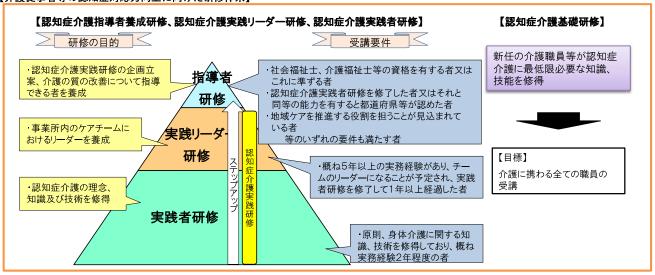
無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

■ 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を 受講するための措置を義務づける。【省令改正】 (※3年の経過措置期間を設ける)

全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)

○ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、**介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。**(※3年の経過措置期間を設ける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける)

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



※各種研修について、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。



人員配置基準における両立支援への配慮

■ 仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする優知改正」

全サービス

- 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。
- 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、**産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める**。 この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても**常勤職員の割合に含めることを認める**。

ハラスメント対策の強化

■ ハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求める。

全サービス

○ 運営基準(省令)において、事業者が必要な措置を講じなければならないことを規定。【省令改正】

【基準】※訪問介護の例

指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (新設)

(※)併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

参考

4. (3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

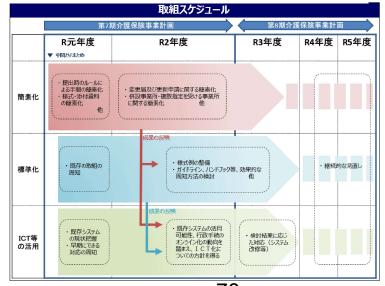
署名・押印の見直し、電磁的記録による保存等【全サービス】

- 利用者等への説明・同意について、電磁的な対応を原則認める。署名・押印を求めないことが可能であることや代替手段を明示する。 【省今改正】
- 諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認める。 [省令改正]

運営規程の掲示の柔軟化【全サービス】

■ 運営規程等の重要事項の掲示について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。 [省令改正]

(参考) 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会での文書負担軽減に関する取組





介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)を推進する観点から、 事故報告様式を作成・周知する。施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務づける (※)。 事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する (※)。組織的な安全対策体制の (※6月の経過措置期間を設ける) 整備を新たに評価する。

施設系サービス

【基準】【省令改正】

事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

<現行>

<改定後>

イ 事故発生防止のための指針の整備

ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を 通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備

ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の 定期的な実施

イ~ハ (変更なし)

イからハの措置を適切に実施するための担当者設置 (※6月の経過措置期間を設ける)

(追加)

【報酬】【告示改正】

安全管理体制未実施減算 5単位/日 (新設)

(※6月の経過措置期間を設ける)

〔**算定要件**〕運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合。

安全対策体制加算 20単位 (新設) ※入所時に1回に限り算定可能

〔**算定要件**〕外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

(※)将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。

高齢者虐待防止の推進 【全サービス】

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を 防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。[省令改正]

(※3年の経過措置期間を設ける)

10. 介護施設等における防護具等の供給・備蓄について

(1) 介護施設等における防護具等の確保についての考え方

介護施設等における新型コロナウイルス感染症対策として必要な防護具等と しては、マスク、使い捨て手袋のほか、濃厚接触者のケアの際等、必要に応じ て、フェイスシールド、ガウン、ゴーグル等を適切に組み合わせていただくこ とが必要となる(「介護現場における感染対策の手引き(第2版) (https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf)」もご参照)。

これらの防護具等については、まずは各介護施設等において確保いただくこ とが必要であり、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(令和2年度 第2次補正予算) | 等により、介護施設等が事業を行う上で必要な防護具等を購 入する場合の費用を補助しているところである。また、感染発生時については、 令和3年度予算(案)から地域医療介護総合確保基金に創設される「新型コロ ナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確 保事業」により支援することとしている。更に令和3年度介護報酬改定では、 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサー ビスについて、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする こととしており、当該上乗せ分を購入費用に活用いただくことも可能である。

(2) 都道府県等における防護具等の供給・備蓄

① 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援

新型コロナウイルス感染症対策として、各都道府県等民生主管部局等におい て、防護具等の備蓄を行い、介護施設等での感染が発生した際、速やかに供給 を行っていただく必要がある。そこで、国において、以下の種類・数量の防護 具等を都道府県・指定都市・中核市に配布を行っていることから、感染が発生 した際には、直接持ち込むことも含め、迅速にこれらの防護具等を供給いただ きたい。

なお、これらの防護具等は、感染発生時に使用するものであることから、速 やかに社会福祉施設等に供給することが重要なものであり、その観点から、各 都道府県等の中で、振興局などの出先機関に分けて備蓄することも考えられる。

〇 配布状況

(6月末から7月に配布)

- サージカルマスク(約50万枚)ゴーグル(約50万個)
- ガウン(約50万枚)
- ・フェイスシールド(約50万枚)・ 使い捨て手袋(約570万ペア)
- ・ 使い捨て手袋(約 330 万ペア)

: (9月中旬から12月に配布)

- ヘッドキャップ(約100万枚)
- さらに不足が生じる場合等、都道府県等からの要望に応じて国から追加送 付を行っている。(令和3年度においても継続予定)

都道府県等が社会福祉施設等へこれらの防護具等を供給した実績について、 供給を行ったらその都度、既にお示ししている様式に記載の上、報告をお願い したい。

② 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援

また、一般的な感染拡大防止の観点から、全ての社会福祉施設等向けに、以 下の数量の使い捨てマスクを都道府県・指定都市・中核市に配布を行い、適切 な備蓄や社会福祉施設等への配布をお願いしている。各都道府県等において適 切な備蓄や市町村や社会福祉施設等への配布をお願いしたい。

〇 配布状況

(6月末から7月に配布)

(9月末から11月に配布)

約4,000万枚約5,000万枚

※ 12月から年度内にかけて毎月約3,00万枚の規模で配布中 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮しつ つ、一般的な感染症流行期(秋季・冬季)に配布予定

なお、都道府県等が社会福祉施設等へ衛生・防護用品を配布した実績につい て、既にお示ししている様式に記載の上、供給月の翌月15日頃までに送付をお 願いしたい。

③ 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供す る社会福祉施設等への国からの支援

さらに、世界的な需給状況の逼迫等により地域によっては入手困難な使い捨 て手袋について、今後のサービス提供に支障を及ぼさないよう、以下の数量の 使い捨て手袋を都道府県・指定都市・中核市に配布を行い、適切な備蓄や社会 福祉施設等への配布をお願いしている。

〇 配布状況

(10月末から1月に配布)

- 約1億2,400万ペア
- ※ 入手困難な地域を優先に配布。一定数量を配布予定。

令和3年度においても、使い捨て手袋の需給状況を勘案しつつ、入手困 難な地域に毎月配布予定

なお、都道府県等が社会福祉施設等へ衛生・防護用品を配布した実績につい て、既にお示ししている様式に記載の上、供給月の翌月 15 日頃までに送付をお 願いしたい。

(参考) 関連事務連絡

- ・「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の都道府県等における備蓄の推奨と体制整備について」(令和2年5月29日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の都道府県等への配布について」(令和2年6月12日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品 (使い捨て手袋)の都道府県等への配布について」(令和2年9月29日付け厚 生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)

事 務 連 絡 令和 2 年 5 月 29 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局) 御中 中 核 市

> 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室 厚生労働省子ども家庭局保育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室 厚生労働省者健局総務課認知症施策推進室 厚生労働省者健局。齢者支援課 厚生労働省者と健局。齢者支援課 厚生労働省者と健局。齢者支援課 厚生労働省者と健局。齢者支援課課 厚生労働省者と健局。齢者支援課課 厚生労働省者と健局。

新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための 衛生・防護用品の都道府県等における備蓄の推奨と体制整備について

新型コロナウイルス感染症への対応に多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

感染が発生した際の社会福祉施設等に対する物資の供給については、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」(令和2年4月7日付け厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡)の中で、衛生部局と民生主管部局が連携の上、防護具等を確保した上で、社会福祉施設等で感染が発生した場合については、民生主管部局が当該施設に対し、防護具等の速やかな放出を行うよう依頼しているところです。

感染が発生した際の社会福祉施設等については、緊急事態であり、それ以上の 感染拡大を防ぐ観点から、当該施設等に対して一刻も早い物資の供給が必要で す。

また、感染が発生していない社会福祉施設等についても、必要なマスク等の防護具や手指消毒用エタノール等(以下「防護具等」という。)を確保し、それらを適切に用いながら適切にサービスを提供することが重要です。

一方で、これらの防護具等の中には、国内需給が逼迫している品目もあり、それぞれの社会福祉施設等では確保が難しい場合もあります。

このため、社会福祉施設等が安心してサービスを提供できるよう、下記の通り 厚生労働省から都道府県等(政令市・中核市含む。以下同じ)の民生主管部局に 対して、防護具等の供給を行うことにいたしました。

防護具等の供給を行うに当たっては、都道府県等で予めご準備いただきたい事項などがあることから、都道府県等における防護具等の確保・備蓄とその適切な供給・放出に関して対応いただきたい点について、下記のように留意事項をまとめましたので、都道府県等におかれては適切にお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

- 1 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の支援について
- (1) 基本的考え方

現在、社会福祉施設等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の都道府県等の対応については、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」(令和2年4月7日付け医政局経済課ほか連名事務連絡)において、

- ① 民生主管部局内においても必要な防護具等の備蓄の確保に努めることとした上で、
- ② 当該防護具等について確保できない場合については、衛生部局に伝達し、 協力を要請することとし、
- ③ その上で、社会福祉施設等で感染が発生した場合については、民生主管部局が当該施設に対し、防護具等の速やかな放出を行うよう依頼しているところです。

一方で、②のように、部局間の調整を挟んで物資の確保を行うことは、緊急時に速やかな放出を行う観点で言えば、調整に時間がかかることも考えられることから、民生主管部局においても必要な防護具等を確保しておくことが必要と考えられます。

- (2) 検討・準備いただきたい点について
- (1)での考え方を踏まえ、現在、国から都道府県等の民生主管部局に対し、感染が発生した社会福祉施設等において必要となる防護具等として、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドの配布を検討しています。(サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドそれぞれを約100万程度国で購入し、人口比で配分し配布予定。これらの防護具等は必ずしも一括で配送になるとは限りません。6月下旬以降配送予定。詳細は追ってお知らせします。)
- 配布に当たっては、基本的に緊急事態に向けて都道府県等で備蓄いただく ことを想定していますので、備蓄しておく場所(倉庫)や都道府県等の内部 での防護具等の管理体制を整備していただくようお願いします。

- なお、感染者が発生した社会福祉施設等に対する支援を想定した配布数となりますので、社会福祉施設等ごとの備蓄やすべての市町村での備蓄は想定していませんが、都道府県等の中でより迅速に緊急時の社会福祉施設等に防護具等が配送することができるよう、例えば、各都道府県等の中で、振興局などの出先機関に分けて備蓄することも検討いただければと思います。
- 今回の国から配布することを想定している防護具等の対象サービスは、<u>高</u> 齢者・障害児者・児童・生活困窮者向けの福祉施策のうち、入所施設や居住 系サービス、濃厚接触者等に対してもサービス継続を行う必要がある訪問系 サービス等感染者が発生してもなおサービスを継続して行うことを前提とし ているものを対象とすることを想定しています。

この点にも留意しつつ、それぞれの担当の間で、防護具等の管理、配布方法について事前に調整しておくことが必要です。

- その上で、感染が発生した社会福祉施設等に対しては、迅速に防護具等を 供給する必要があることから、その不足を確認した上で、都道府県等が直接 社会福祉施設等に対し持ち込むなど、迅速に供給するようお願いいたしま す。
- なお、国からの配送については、感染が発生した社会福祉施設等に対する 支援を想定した品目と数量をお送りすることになりますが、それに加えて、 再度の感染症の流行や管内の社会福祉施設等からの要望も踏まえて都道府県 等で必要な防護具等を幅広に確保し、備蓄しておくことに努めてください。
- 2 全ての社会福祉施設等への防護具等の支援について
- (1) 基本的な考え方
- 上記1の施設を含め、全ての社会福祉施設等についても、一般的な感染拡大防止の観点からは、マスクや手指消毒用エタノール等の必要な防護具等を確保して、サービスを提供することが必要です。
- これらの防護具等についても、依然として、防護具等の国内需給の逼迫状況は完全に解消はされておらず、それぞれの社会福祉施設等では入手が困難な場合があることから、管内の社会福祉施設等のサービス提供に支障を及ぼさないよう、これらの防護具等についても都道府県等の民生主管部局が各社会福祉施設の需要を把握した上で、主体的に確保・備蓄し、適切に放出を行うことが望ましいと考えられます。なお、手指消毒用エタノールについては、別途ご連絡している優先供給スキームを適宜ご活用ください。

(2)検討・準備いただきたい点について

○ (1) の考え方を踏まえ、国から今後、都道府県等の民生主管部局に対し、マスクの配布を検討していますので、都道府県等内に備蓄する場所(倉庫) や都道府県等内部での管理体制を整備いただくようお願いいたします。

(6月下旬以降配送予定。第1弾は約4,000万枚のサージカルマスクを国が購入し、人口比で配布予定です。第2弾以降は不織布マスクを順次配布予定です。詳細は追ってお知らせします。)

このマスクの配布対象は、上記1と異なり、感染が発生した社会福祉施設等のみに限定されるものではありませんので、管内の社会福祉施設等の在庫状況や都道府県等における備蓄状況、マスクの流通状況等を踏まえ、適切な備蓄や配布の方法をご検討いただきますようお願いします。

また、高齢者施策・障害児者施策・児童福祉施策・生活困窮者施策それぞれの担当の間で、マスクの按分方法や管理、配布方法について事前に調整しておくことが必要です。

その上で、当該マスクについて適切に管理、備蓄、配布いただきますよう お願いいたします。

○ なお、上記のマスクの配布に限らず、管内の社会福祉施設等におけるサービス継続の観点から、都道府県等の民生主管部局が適切に防護具等を確保することは望ましいことと考えられますので、管内の感染症の流行状況や管内の社会福祉施設等からの要望も踏まえて都道府県等で必要な物資を幅広に確保し、備蓄しておき、必要に応じて適切に放出することに努めてください。

(問合せ先)

- <児童養護施設・保育所等に関するお問い合わせ>
 - ○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL:03-5253-1111 (内線4868)

○厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL:03-5253-1111 (内線4853、4854)

○厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL:03-5253-1111 (内線4838)

○厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL:03-5253-1111 (内線4966)

- <保護施設に関するお問い合わせ>
 - ○厚生労働省社会·援護局保護課

TEL:03-5253-1111 (内線2833)

- <障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ>
 - ○厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL:03-5253-1111 (内線3148)

- <介護保険サービスに関するお問い合わせ>
 - ○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL:03-5253-1111 (内線3929、3971)

○厚生労働省老健局振興課

TEL:03-5253-1111 (内線3979、3996)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL:03-5253-1111 (内線3948、3949)

事務連絡

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室厚生労働省子ども家庭局に保留。 原生労働省子ども家庭局家庭福支護原生労働省子ども家庭局子育て保証。 厚生労働省社会・援護局福祉部障害保健福祉部障害保健福祉部障害保健福祉部障害保健福祉部障害保健福祉部障害保健福祉部障害保健福祉部障害保健福祉部障害推進票厚生労働省老健局総務課認知症施策推選票上労働省老健局。 と 労働省老健局 と 人保健課 厚生労働省老健局

新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための 衛生・防護用品の都道府県等への配布について

新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般発出した「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の都道府県等における備蓄の推奨と体制整備について」(令和2年5月29日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡(以下「5月29日付け事務連絡」という。))において、国から防護具等を都道府県等(指定都市・中核市を含む。以下同じ)に配布することをお知らせしたところですが、詳細は下記のとおりですので、都道府県等におかれては、防護具等の受け入れの準備とともに、必要な情報の登録についてお願いいたします。

記

1 5月29日付け事務連絡の「1 感染が発生した社会福祉施設等に対する防 護具等の支援について」の(2)で示した防護具等として、第1弾を次のとお り配布を行います。

- (1)配布する防護具等、数量
 - ①配布する防護具等
 - ア. サージカルマスク
 - イ. アイソレーションガウン (プラスチック製又は不織布 P E 加工製)
 - ウ. フェイスシールド (大きさ22cm×33cm)
 - 工. 手袋(PVC製)
 - ②配布数量
 - ・①のア~ウ 各50万枚を人口比※で配分
 - ①のエ 330万双を人口比*で配分
 - ※ 母数:127,444 千人(平成31年1月1日 住民基本台帳による。)
 - (注) 第1弾の送付後に、再度の感染症の流行等により備蓄に不足が生じる場合は、追加送付をしますので、3の(1)のメールアドレス宛てに連絡をお願いします。

(2)配布時期

令和2年6月末から7月上旬を予定(おって、都道府県等ごとに物資名、数量、配送日を3の(2)で登録していただいた連絡窓口宛てにお知らせします。)

(3)配布先

都道府県等ごとに3の(2)で登録された納品場所に送付します。

2 5月29日付け事務連絡の「2 全ての社会福祉施設等への防護具等の支援 について」の(2)で示したマスクの配布について、第1弾を次のとおり配布 を行います。

なお、これらの物資については、次の感染拡大期に備えての備蓄や社会福祉 施設の物資の在庫状況を踏まえた放出に当てていただきますようお願いしま す。

(1) 数量

サージカルマスク4千万枚を人口比※で配分

※ 母数:127,444 千人(平成31年1月1日 住民基本台帳による。)

(2)配布時期

令和2年6月末から7月上旬を予定(おって、都道府県等ごとに物資名、数量、配送日を3の(2)で登録していただいた連絡窓口宛てにお知らせします。)

(3)配布先

都道府県等ごとに3の(2)で登録された納品場所に送付します。

なお、第2弾以降については、9月までに不織布マスク約5千万枚(人口 比で配分)、10月以降令和3年3月まで、毎月約3千万枚(人口比で配分)を 送付する予定としています。また、第2弾以降の送付先については、都道府 県の希望により市区町村への配送も可能とする予定です。

- 3 連絡窓口、納品送付先等の登録について 上記1及び2の連絡窓口、送付先等の登録を次のとおりお願いします。
- (1)登録先 (メールアドレス) fukushi-mask@mhlw.go.jp

(2)登録内容

- ① 連絡窓口(担当部課名、担当者名、電話番号、メールアドレス)
 - ※ 連絡窓口は、民生主管部局内で一元化をお願いします。
- ② 納品場所(名称、郵便番号、住所、納品可能日(曜日等)・時間帯)

(3)登録期限

(1)のメールアドレスに(2)の登録内容を別添様式に記入の上、電子メールにより、6月19日(金)17:00までに登録をお願いします。なお、電子メールの件名は、「連絡窓口(自治体名)」でお願いします。

4 照会先

照会については、3の(1)のメールアドレスまでお願いします。なお、極力、一元化された連絡窓口からの照会でお願いします。

電子メールの件名は、「照会(自治体名)」でお願いします。

5 放出実績の登録

都道府県等が社会福祉施設等へ防護具等を放出した実績について、防護具等別に、毎月ごと(月末締め)の実績を3の(1)のメールアドレスまで送付をお願いします。電子メールの件名は「放出実績(自治体名)〇月分」とし、翌月15日までに送付をお願いします。なお、登録していただく様式を連絡窓口宛て、別途、送付させていただきます。

事 務 連 絡 令和 2 年 9 月 2 9 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室厚生労働省子ども家庭局家庭局保育課厚生労働省子ども家庭局子育で支護厚生労働省子ども家庭局子育で支護と別事生労働省社会・援護局障害保健福祉部企事と労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための 衛生・防護用品(使い捨て手袋)の都道府県等への配布について

新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等に対する防護具等の支援については、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の都道府県等への配布について」(令和2年6月12日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡(以下「6月12日付け事務連絡」という。))でお知らせしたとおり、国から防護具等を都道府県等(指定都市・中核市を含む。以下同じ)に順次配布しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、介護施設等において日常的に排泄ケア等で必須となる使い捨て手袋について、入手が困難であるという現場からの意見や、世界的な需給状況等を総合的に勘案し、今後のサービス提供に支障を及ぼさないよう、入手が困難である介護施設等への放出用として、都道府県等に対して、一定数量を順次配布することとしました。配布に当たっての詳細は下記のとおりですので、都道府県等におかれては、受け入れの準備とともに、都道府県等内部での備蓄と当該施設等への放出にご協力いただきますようお願いいたします。

1 使い捨て手袋の配布にあたっての基本的な考え方

介護施設等において排泄ケア等で日常的に必須となる使い捨て手袋については、世界的な需要増等により、地域によっては入手が困難な場合があることから、管内の介護施設等のサービス提供に支障を及ばさないよう、都道府県等の民生主管部局が介護施設等の需給状況を十分に把握した上で、主体的に確保・備蓄し、適切に放出を行うことが望ましいと考えられます。

- 2 具体的な配布方法、検討・準備いただきたい点について
- (1)配布の実施について

上述1の考え方を踏まえながらも、都道府県等において相当数を確保することは困難な場合もあることから、国から都道府県等の民生主管部局に対し、使い捨て手袋の配布を実施しますので、都道府県等内に備蓄する場所(倉庫) や都道府県等内部での管理体制を整備いただくようお願いします。

(2) 配布対象

この使い捨て手袋の配布対象は、感染が発生した介護施設等のみに限定されるものではなく、高齢者・障害児者・児童・生活困窮者向けの福祉施策のうち、使い捨て手袋の着用を必須とする排泄介助等*のサービスを日常的に提供する介護施設等で、使い捨て手袋が無ければサービス提供の継続に支障が生じるものを対象とすることを想定しています。

※ 高齢者や障害児者等への排泄介助や医療処置、乳幼児のおむつ交換 時の排便処理等において、血液等の体液や嘔吐物、排泄物に触れる恐れ があるとき、傷や創傷皮膚に触れるときは、手袋の着用が不可欠となっ ています。

なお、感染が発生した社会福祉施設等に対する使い捨て手袋については、 6月12日付け事務連絡でお知らせしたとおり、既に都道府県等に配布して いるところですので、そちらの活用をお願いします。

(3) 介護施設等への放出の考え方

都道府県等においては、管内の介護施設等の需給状況を把握していただき、放出要件に合致する介護施設等からの緊急要請に基づき、放出要件の状態であることを確認の上、放出を決定していただくことを原則とします。

なお、放出要件は、以下の例を参考に、地域の実情を勘案の上、設定していただくようお願いします。

※ 放出要件(例示)

- ・ 排泄介助等使い捨て手袋の使用が必須となる施設・サービスであること。
- ・ 地元の卸売業者では在庫がないことや発注をしていたがキャンセルされたなど手に入れられない状況が続いていること。
- ・ 当該施設の備蓄見通しが3週間以内となっていること。
- ・ 当該施設の消費量が適切であること。

(4) 配布する使い捨て手袋の数量、配布時期

- 第1弾として、5千万双を人口比*で配分します。(別添1を参照) なお、今回はPVC(塩化ビニール)製手袋の配布を予定しています。
 ※ 母数:127,444千人(平成31年1月1日 住民基本台帳による。)
- ・ 配布時期については、10月の後半から11月を予定しています。
- ・ 第2弾以降は、第1弾の配布・放出実績を踏まえながら、11月以降、 年度内において毎月5千万双の規模で配布する予定です。
- (注)配布する使い捨て手袋については、輸入品が中心であり、納入時期の変動が想定され、配布時期や配布数量も変わる可能性もあります。また、材質はPVC製のほか、PE(ポリエチレル)製の配布も予定しています。

(5)配布先

都道府県、指定都市、中核市の指定された場所に配布します。都道府県の希望により送付先を市区町村にすることも可能としますが、その場合は、当該市区町村と調整の上、登録をお願いします。また、当省から介護施設等への直接配送は行いません。

(6) 配布先等の登録について

(1) ~ (4) を踏まえ、(5) の配布先の登録について、別添 2 様式に記入の上、福祉 4 部局マスクチーム専用アドレス*に 10 月 14 日 (水) まで送付ください。

なお、(4)で示した数量よりも少ない数量を希望される場合や配布時期を後送りにしたい場合は、具体的な数量、具体的な時期について併せてご連絡ください。その際には、少ない数量にする理由(需要がない、十分な備蓄が既にある、保管場所の確保ができない等)、配布時期を遅らせる理由(す

ぐに不足する状況にはない、当面の備蓄がある、保管場所の確保ができない 等)をお知らせください。

※登録先(福祉4部局マスクチーム専用アドレス) fukushi-mask@mhlw.go.jp

3 放出実績の登録

都道府県等が介護施設等へ使い捨て手袋等を放出した実績について、その都度、福祉4部局マスクチーム専用アドレスまで送付をお願いします。電子メールの件名は「緊急手袋放出実績(自治体名)〇月〇日分」としてください。なお、登録様式は、別途、福祉4部局マスクチームからの電子メールでお知らせします。

問い合わせ先

厚生労働省福祉4部局マスクチーム 専用アドレス: fukushi-mask@mhlw.go.jp

※ メールにてお問い合わせください。 件名は、「照会(自治体名)」でお願いします。